

第二十六回 参議院通信委員會會議錄第十七号

昭和三十三年五月十四日(火曜日)午前
十時五十分開会

出席者は左の通り。

委員長 鈴木 幸弘君
理事 手島 榮君
最上 英子君
鈴木 強君
長谷部ひろ君

委員

石坂 豊一君
新谷實三郎君
中山 壽彦君
宮田 重文君
横川 信夫君
三木 治朗君
光村 甚助君
森中 守義君
山田 簡男君
横川 正市君

國務大臣

郵政大臣 平井 太郎君

政府委員

郵政大臣官房電
氣通信監理官 松田 英一君
郵政省郵務局長 松井 一郎君
郵政省電波
監理局長 濱田 成徳君

事務局側

常任委員 勝矢 和三君
會専門員

説明員

外務省アジア
局第二課長 小川平四郎君
日本電信電話
公社副總裁 柳 勉君

日本電信電話
公社業務局長 吉澤 武雄君

本日の會議に付した案件

○電波法の一部を改正する法律案(新
谷實三郎君外五名発議)

○有線放送電話に関する法律案(内閣
提出、衆議院送付)

○電氣通信並びに電波に関する調査の
件

(國際電信電話株式会社の運営に関
する件)

○郵政事業の運営に関する調査の件
(日本と中共との郵便約定に関する
件)

○委員長(鈴木幸弘君) ただいまより
委員會を開会いたします。

まず、電波法の一部を改正する法律
案を議題といたします。

発議者より提案理由の説明を聴取り
いたします。

○新谷實三郎君 ただいま議題になり
ました電波法の一部を改正する法律案
の提案の理由及びその内容の概略を御
説明申し上げます。

船舶無線電信局の種別に就いてその
運用義務時間を定め、これは國際条
約上の要請であります。各局種の内
容をどのように定めるかは各國政府の
自由にかかされております。これに
就いて、現行電波法におきましては、
国内的考慮を加えた上、船舶無線
電信局の種別を設け、その種別ごと
にそれぞれ段階的に運用義務時間を定
めております。しかし、この運用義
務時間の長短は、船舶に乗り組むべき

通信士の員数に關連いたしますととも
に、遵守義務時間とも關係することに
なっております。ところが、最近にお
きましては、無線機器、特に緊急自動
受信機いわゆるオート・アラームの発
達は相當著しいものがありまして、現
行法制による運用義務時間は必ずしも
実情に適合したものではないものと
なつて参つております。他方、諸外国
の例についてみましても、特殊の事例
を除きまして、主要海運国におきまし
ては、原則として非旅客船については
運用義務時間は八時間、従つて、乗組
通信士は一人となつております。

このような事情にかんがみまして、
この際、船舶無線電信局の種別を改
訂いたしまして、一定の船舶について運
用義務時間を軽減する措置を講ずること
が必要であると考へる次第であります。
しかし、これを實施するに當りま
しては、現状に急激な変化をもたらし
ますことは、多年にわたる船内勤務の
慣習に及ぼす影響の点等から望ましく
ありませんので、漸進的にその實施を
はかることが妥當であると考へられま
す。そこで、このような事情をも考慮
いたし、また船舶安全の保持及び公衆通
信業務の取扱ひ等に支障を与えない範
囲内で、適當と考へられるところに従
ひまして、電波法の規定につき所要の改正
を施したいと考へる次第であります。

以上がこの改正法案を提出するに至
りました理由であります。以下改正
法案の内容を簡単に御説明申し上げます。

第一は、船舶無線電信局の種別の内
容を改めたこととあります。現行法に
おきましては、局の種別は、通信長の
配置に關する第五十条において定めて
おるのを改めまして第六十三条にお
いて定めることといたしました。その内
容は、常時運用を必要とする第一種局
は、現行法上は總トン数三千トン以上
の旅客船または五千五百トンを超える
非旅客船の船舶無線電信局となつてお
りますが、これを遠洋区域を航行する
旅客船二百人以上の旅客船の無線電
信局のみといたしました。運用義務時
間一日十六時間の第二種局甲は、現行
法におきましては、總トン数三千トン
未満五百トン以上の旅客船の義務船舶
局である船舶無線電信局及び總トン数
五千五百トン以下千六百トン以上の非
旅客船の、同じく義務船舶局である船
舶無線電信局であります。ここに義務
船舶局と申しましたものは、船舶安全
法上無線設備の設置を義務づけられて
おります船舶の無線局のことでありま
す。改正法案におきましては、これを
改めまして、旅客船につきましては、
遠洋区域を航行する總トン数五千五百
トンを超えるもので旅客船二百人以上未
満のもの、近海区域を航行する旅客
船二百人以上のものとの無線電信局
とし、非旅客船につきましては、遠洋
区域を航行する總トン数五千五百トン
を超えるものの無線電信局といたしま
した。

次に、運用義務時間が一日八時間の
第二種局乙であります。これは現行

法によりまして、旅客船につきまして
は、第一種局及び第二種局甲に入らな
い残余のすべてのものであり、非旅客
船につきましては、第一種局及び第二
種局甲以外の無線電信局のうち公衆通
信業務を取り扱ふものであります。改
正法案におきましては、この種別の局
に属するものは、旅客船につきまして
は、新しい第一種局及び第二種局甲に
該当しない残余の全部であります。ま
た、非旅客船につきましては、總トン
数五千五百トンを超えるものについて
は、遠洋区域を航行しないものの無線
電信局、五千五百トン以下千六百トン
以上のものにつきましては、義務船舶
局と、義務船舶局でないもののうち公
衆通信業務を取り扱ふものとであり、
千六百トン未満のものにつきまして
は、公衆通信業務を取り扱ふものがこ
れに入ることとなります。

最後に、運用義務時間が四時間の第
三種局であります。これは、現行法
上第三種局甲とされてゐるものをその
まま繼承いたしました。すなわち、總
トン数千六百トン未満五百トン以上の
非旅客船の義務船舶局で公衆通信業務
を取り扱ふもののみであります。な
お、現行法におきましては、第六十五
条第六項に第三種局乙という種別を掲
げておりますが、これは運用義務時間
とは關係がなく、特にその必要がない
と考へられますので、改正法案におき
ましては、その内容を規定することと
いたしました。

以上のように船舶無線電信局の種別ごとの内容を改めたことによりまして、運用義務時間が従前に比し軽減されるものが出て参りますが、その結果、これらの船舶局におきましては、運用義務時間と結びつけて聴守義務時間が定められているものにつきましては、聴守義務時間が軽減され、また乗組通信士の最少必要数も減少いたすこととなるわけでありまして。

改正の第二点は、前述の措置に伴いまして、通信長の配置を定めている第五十条及び聴守義務に関する第六十五条を改めまして、局種の名称を用いながら規定するようにいたしましたことでありまして、これは形式上の整備にとどまり、その実質について改正を加えたものではありません。

以上が改正法案の提案理由及びその内容の概略であります。慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(御木幸弘君) 本法案の質疑は、都合によりまして、有線放送電話に関する法律案の審議を終了しましてから行いたいと思ひます。

○委員長(御木幸弘君) それでは有線放送電話に関する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

○手島栄君 有線放送電話の法律案につきまして、一、二大きな問題だけを質問したいと思ひます。

第一番は、第四条に許可の基準がうたてられていますが、その中でその一に「その住民が社会的経済的に相互に比較的緊密な関係を有し、かつ、その相互間における電話による連絡が不便と

なっている地域を業務区域とする」という条項がありますが、その前段の方は「住民が社会的経済的に相互に比較的緊密な関係を有し」というのはまあ抽象論であります。その下の「相互間における電話による連絡が不便となつてゐる地域」ということが、おそろしく許可の際の一番はつきりした標準のものになるのじゃないかと思ひます。

電話の連絡が不便だということとは、具体的にいへばどういふことかという問題を、許可をする場合に一番先考えられなければならぬ問題だと思ひます。この点は法律で明らかでない。おそろしく、しかし、許可されるまでには内規等によつて相当はつきりしたものが、一般にうなずけるような標準が定められておられます。現在の段階におきいて点を標準とされるのか、一応承わつておきたいと思ひます。

○政府委員(松田英一君) お答え申し上げます。第四条第一号の許可基準の問題でございますが、その住民が社会的経済的に相互に比較的緊密な関係を有する地域と申しますのは、いわば農村共同体と申しますか、あるいは農村村等共同社会といふようなものをさすような地域といふふうなことをこの含みとして考えておられます。都市とみなされるような地域は、その業務区域の中に認めないという考えであります。それからお示しのごさいます「その相互間における電話による連絡が不便となつてゐる地域」ということは、いろいろ考えられますけれども、その業務区域の住民の大部分が公社の普通加入区域外に居住しておるといふような地域は大体これに該当するので

はないかと考えておりますが、電話による不便の度合いといふことにつきましては、まず電話の普及度合いといふことによつて判断されるのでありますけれども、なお電話に対する必要の程度とか、あるいは住民の密度とか、あるいは地況とかによりましていろいろと異なつてくるものであります。その認定につきましては、これらの点を十分に考慮いたしますとともに、公社の行方公衆電気通信業務との関係をもよく考えまして、実情に適したような運営を行いたいといふふうに考えておる次第であります。

○手島栄君 その加入区域を普通加入区域外のものといふふうにすれば非常にはつきりした標準が出てくるのであります。今、説明の中で、公社の電話の状況とか、その他電話普及の状況とかといふ話になります。非常にその区域の標準といふものがむづかしくなつてくるのであります。実際お定めになるときは、電話の連絡が不便だといふことは、相当はつきりした標準でおやりにならぬと許可がやりにくいのじゃないかと思ひますが、今話が出ましたように、大部分が普通加入区域外だといふことがお話にありました。一番はつきりした標準であらうと思ひますが、大体それでおやりになるつもりですか。

○政府委員(松田英一君) 将来電話が非常に普及して参りまして、私も理想的に考えているような状況になります。場合には、加入区域内には電話の不便な所はない、従つて、加入区域外だけをいろいろのとして考えていっていいといふふうな事態がわれわれとしては望ましい事態だと思ひるのでござ

いますけれども、現状におきましては、何分加入区域内でもいろいろな関係がございまして、まだ十分に電話が普及してないという状況もございまして、その点はやはり現状に即して、今の段階としては、この基準を動かしていかねばならぬだらうといふふうに考えておる次第であります。

○手島栄君 おそろしく現在もうすでに有線放送の仕事が始まつておりますので、現在のものが通話ができるようにしようと思へば、現在のものは電話の加入区域外もあるし、外もあるし、それを現状のまま認めるとなれば非常にやりにくい点があると思ひますが、少くとも将来の問題として許可をする場合には、何とかもう少しはつきりした標準でお定めにならぬと非常にお困りじゃないかと思ひます。大体この有線放送電話というのは、ほんとうは電話かどうか、私には非常に疑問を持っております。通信という以上は、特定人間の通信は秘密が保たなければ通信でないのです。郵便にしても、信書の秘密といふことが一番大きな問題であります。電信電話におきまして、特定人間の通信といふものは秘密が保たれるといふことが一番大きな通信の要件であります。これはほとんど通信の秘密は保たれない。三十、四十といふ同じ状態の者がいつても聞き得るような状態にあるといふことは、通信という言葉から見れば、不完全なものであるべきなのに、これによつて一般の人が不便なものが利益を受けておるといふ現状を合法的に認めようといふのがこの法律案の趣旨でありますので、こ

ういふものを広く認めるという考え

方は、非常に危険じゃないかと思ひますので、従来すでに実施されておる有線放送の地域におきまして、あるいは厳格にいへば、あなたの方の持つておられる標準に当てはまらないようなものがある程度認めていくといふことはやむを得ないと思ひますが、今後許可すべき新しい問題については、相当厳格な解釈をされた方がいいんじゃないか。非常に説明がしにくい点があると思ひますので、それ以上は言いませんが、それだけを希望しておきます。

それからもう一つの問題は、有線電気通信法の一部を改正されまして、有線放送電話業務の用に供する設備と公社または会社の設置する有線電気通信設備とは、相互に接続してはならない、これがまあ一つの大きな有線放送の眼界でありまして、今ちょっと申し上げましたように、有線放送電話といふものは完全な通信設備じゃないのです。従つて、その区域内の人が不完全であつても仕方がない、自分たちはそれでいいという範囲内の人々に対しては、今度の法律でそれを合法化されるというものでいいのですけれども、これを公社の電話並びに国際電話線につなぐといふことになりまして、区域内の人ばかりでなくして、区域外の人はいわゆる不完全な通信といふものと接続されて、非常な不便を感じる問題が出てくるので、ここではつきりと、これらの公社その他のものと連絡させないといふふうにきめられたのは当然なことだと思ひます。ただ問題になつてきますのは、この有線放送の問題が出ると、われわれは質問を受けるのですが、実際は公社の電話とな

いでおるところはあるのじゃないか、

あるいは事実あるとかいうような問題がいろいろ言われておりますが、この点だけはつきりこの法律によって禁ぜられておるようには措置していただきたいと思います。さらば、現在の公社の施設が農山漁村に対して非常に完備しておるか、あるいは農山漁村がその公社の電話を使用するために、経済的に許されるような状態になっておるかという点につきましては、やや疑問があるものであります。大体、通信とか交通とかいう仕事は、お客さんが非常に多いので施設をすればもうかるのはきまっております。まして、経営、経済的の面から、通信事業というものはやもすれば非常にたくさんのお客さん、繁華な所に行き来して、いなかの方はその施設が行き届かない、これはもうからぬから自然にそういうふうになってくるのであります。公社はその性格から見ても、もうかる所も、もうからない所も普及していただかなければならぬ義務があるのであります。ですから、今でもそういう点を見ますと、比較的いなかの方は便益が薄いという点は感じられるのであります。従いまして、この有線放送電話というより何らの計画もなしに、実際上、必要からというものが生まれ、相当公社としてお考えにならなければならぬ点があるのではないかと思います。私はこの有線放送電話というものが、私に発達しても、公社の電話とはいかに発達しても、公社の電話とは接続されるときはないのではないかと、思います。この点、私とすれば、遠距離通話ができるような希望も今までも燃然になって参る

と思ひますが、公社はこの際、こういう問題にかんがみて、何か地方にもっと便利に、一般の現在の通信施設では多少不便であつても、もう少し電話を普及するようなお考えをお持ちになつておるかどうか、そういうお考えがあらうれば、その一端をお漏らし願ひたいと思ひます。

○説明員(柳勉彦) お答え申し上げます。ただいまの初めの方の問題で、今度の有線放送電話施設は、一般公衆電話にはつながない、これは今手島委員のおっしゃったような意味合いにおきまして、つなぐことができないわけでありまして、私どもそのまゝにしておく意思はございませんで、すでに予算等におきまして御説明申し上げましたように、無電話部落におきまして公衆電話の普及というのを考えております。これは三十二年度におきまして、全国の部落三千を対象として、公衆電話に約十三億の資金を投じて、整備する予定になっております。そういう地域におきまして、付近の地域その他必要な遠距離通信を行うには、だんだんと公衆電話を御利用願ひますれば、目的がある程度達せられるのではないかと、また公衆電話は簡単な委託形式でありますので、あるいは外部からかかつてきたものに對する連絡等のこともできますので、この有線放送電話の放送が公衆施設につながらないからといって別に御不便はないというふうに考えております。

それが第一で、第二といつたしまして、ただいま御質問の、公社のさらに農山漁村等におきます電話施設の整備について、なお考えていないかどうかという点でございますが、これは私ども、農山漁村におきます電話の整備につきましましては、現在確かに御指摘のように、一般の都会等に比べてみますと低位にございます。これは必ずしももうからないからやらないというのではなかつたのでありまして、何といひましても需要数というものが絶対に都会において多かつた。年々三十万から四十万、この五十年間、この五十年計画を実施して参りましたが、毎年積み残しの壁は減つていかないというやうなわが国の電話需要の状況であります。しかも、第二次五十年計画におきまして、年々二十万以上の加入者創設計画を策定しておりますが、それでも加入者といつたしましては、人口一〇〇〇に對して三・八になる程度というところで、なかなかわが国の電話需要に十分応じていく態勢といつたしましては、第一次五十年計画の現状では容易に、需要に對して三分の一程度、あるいはそれ弱に底上げられないという状況でございます。地方におきましては電話施設のまだ普及していない点は、これは遺憾に存じておるわけでございます。しかしながら、相当もうすでに長年限でありますし、農山漁村における産業の発達状況から見れば、電話施設の整備というものは絶対的に必要なのでございまして、私ども在来やつて参りました方向に加へまして、さらに団体加入というやうな一つの制度もこの際設けて実施していきたい、こういう考えで現在計画を立てておる次第でございます。

そこで、加入区域外、これがまあ第一番に問題になるわけですが、区域外の電話の施設をどうしていくかと申しますと、私どもといつたしましては、まず先ほど申しましたように、公衆電話のない集落と申しますか、約一万八千カ所あると私も計算しておりますが、これには必ず最小一個の公衆電話をつける、それからさらに多数共同電話、これは在来もやつて参つておりますが、加入区域外にまたがる線条につきましましては、それに加入される方々に共同負担を願ひ。従いまして、十共同であつても、あるいは一加入当り五万円程度あるいはそれ以上の負担を願ひ。場合も長距離の場合ありますが、公衆電話の施設は全部電柱、線条、公社負担において施設いたしますので、それを利用いたしまして、多数共同電話を施設していきますと、そういう基本的な経費といふものは必ずしも負担を願ひないでできるということ、このやういふ多数共同電話の制度をとつておりました。なかなか普及しなかつたのが、今度は相当経費が安くなりまして、そういうことで相当普及できるのではないかと。

それからさらに、群集電話と申しまして、できるだけ線条を節約した方法をとる、あるいはもちろん相当の需要の多い所におきましては、交換事務開始ということも積極的にやつていきまして、こういうやうな形でやつておりました。さらに、今申し上げました団体加入と申しますか、こういう新しい制度を一つ本年度は試行してみたい、試みに行なつてみたという考えに立つております。この觀念と申しますのは、やはりある地域におきまして、集団的な加入の増高に對しまして、まず原則としましては、これは多数共同である、従つて、それ以外に交換事務開始等におきましては、これは公社におき

まして、そこに交換局を設け、交換要員を配置するわけでございますが、この交換設備はあるいは直営の場合、あるいは自営の場合、両方一つ考えていく、しかも、その交換サービスは団体の側においてやつていただく、ちやうど申しますれば、都会等におきまして同一の構内におきまして多数の構内交換電話を持つてゐる、百でも二百でも、いろいろと御案内のやうにいわけゆるPBXと申しますが、そういう觀念で、あるいは時間の制限、あるいは交換上の作業といふものをその団体においてお願いする、こういうことによりまして、要するに料金といふものが非常に安くなる、すなわち低額の利用費といふものを公社の基準におきましてお支払い願ひ、しかも、それには、ただいま御審議の対象になっておりました有線放送電話につきましては、一定の技術基準を持つた――A規格、B規格と分けておりますが、なるべくなら、当然あるいは将来相当長くこういうものを一ぺんやりましては継続しなければならぬから、電柱等におきましては、不注入柱は四、五年で腐る、注入柱にしますれば五倍ぐらいの寿命もある、長い計算においては絶対的に経済的であります。そういうやうなわけで創設費は多少かかりますが、維持費は、現在有線放送電話におきまして負担しているの若干上廻るというやうなところを考へまして、そういう簡単な、しかも、団体の皆さんで運用していただくというやうな形をこの農山漁村においては考へる必要があるというやうに現在考へる次第であります。しかも、一定の技術基準を持ちますので、これには交換局からその交換所まで公

とも、農山漁村におきます電話の整備につきましましては、現在確かに御指摘のように、一般の都会等に比べてみますと低位にございます。これは必ずしももうからないからやらないというのではなかつたのでありまして、何といひましても需要数というものが絶対に都会において多かつた。年々三十万から四十万、この五十年間、この五十年計画を実施して参りましたが、毎年積み残しの壁は減つていかないというやうなわが国の電話需要の状況であります。しかも、第二次五十年計画におきまして、年々二十万以上の加入者創設計画を策定しておりますが、それでも加入者といつたしましては、人口一〇〇〇に對して三・八になる程度というところで、なかなかわが国の電話需要に十分応じていく態勢といつたしましては、第一次五十年計画の現状では容易に、需要に對して三分の一程度、あるいはそれ弱に底上げられないという状況でございます。地方におきましては電話施設のまだ普及していない点は、これは遺憾に存じておるわけでございます。しかしながら、相当もうすでに長年限でありますし、農山漁村における産業の発達状況から見れば、電話施設の整備というものは絶対的に必要なのでございまして、私ども在来やつて参りました方向に加へまして、さらに団体加入というやうな一つの制度もこの際設けて実施していきたい、こういう考えで現在計画を立てておる次第でございます。

そこで、加入区域外、これがまあ第一番に問題になるわけですが、区域外の電話の施設をどうしていくかと申しますと、私どもといつたしましては、まず先ほど申しましたように、公衆電話のない集落と申しますか、約一万八千カ所あると私も計算しておりますが、これには必ず最小一個の公衆電話をつける、それからさらに多数共同電話、これは在来もやつて参つておりますが、加入区域外にまたがる線条につきましましては、それに加入される方々に共同負担を願ひ。従いまして、十共同であつても、あるいは一加入当り五万円程度あるいはそれ以上の負担を願ひ。場合も長距離の場合ありますが、公衆電話の施設は全部電柱、線条、公社負担において施設いたしますので、それを利用いたしまして、多数共同電話を施設していきますと、そういう基本的な経費といふものは必ずしも負担を願ひないでできるということ、このやういふ多数共同電話の制度をとつておりました。なかなか普及しなかつたのが、今度は相当経費が安くなりまして、そういうことで相当普及できるのではないかと。

それからさらに、群集電話と申しまして、できるだけ線条を節約した方法をとる、あるいはもちろん相当の需要の多い所におきましては、交換事務開始ということも積極的にやつていきまして、こういうやうな形でやつておりました。さらに、今申し上げました団体加入と申しますか、こういう新しい制度を一つ本年度は試行してみたい、試みに行なつてみたという考えに立つております。この觀念と申しますのは、やはりある地域におきまして、集団的な加入の増高に對しまして、まず原則としましては、これは多数共同である、従つて、それ以外に交換事務開始等におきましては、これは公社におき

まして、そこに交換局を設け、交換要員を配置するわけでございますが、この交換設備はあるいは直営の場合、あるいは自営の場合、両方一つ考えていく、しかも、その交換サービスは団体の側においてやつていただく、ちやうど申しますれば、都会等におきまして同一の構内におきまして多数の構内交換電話を持つてゐる、百でも二百でも、いろいろと御案内のやうにいわけゆるPBXと申しますが、そういう觀念で、あるいは時間の制限、あるいは交換上の作業といふものをその団体においてお願いする、こういうことによりまして、要するに料金といふものが非常に安くなる、すなわち低額の利用費といふものを公社の基準におきましてお支払い願ひ、しかも、それには、ただいま御審議の対象になっておりました有線放送電話につきましては、一定の技術基準を持つた――A規格、B規格と分けておりますが、なるべくなら、当然あるいは将来相当長くこういうものを一ぺんやりましては継続しなければならぬから、電柱等におきましては、不注入柱は四、五年で腐る、注入柱にしますれば五倍ぐらいの寿命もある、長い計算においては絶対的に経済的であります。そういうやうなわけで創設費は多少かかりますが、維持費は、現在有線放送電話におきまして負担しているの若干上廻るというやうなところを考へまして、そういう簡単な、しかも、団体の皆さんで運用していただくというやうな形をこの農山漁村においては考へる必要があるというやうに現在考へる次第であります。しかも、一定の技術基準を持ちますので、これには交換局からその交換所まで公

まして、そこに交換局を設け、交換要員を配置するわけでございますが、この交換設備はあるいは直営の場合、あるいは自営の場合、両方一つ考えていく、しかも、その交換サービスは団体の側においてやつていただく、ちやうど申しますれば、都会等におきまして同一の構内におきまして多数の構内交換電話を持つてゐる、百でも二百でも、いろいろと御案内のやうにいわけゆるPBXと申しますが、そういう觀念で、あるいは時間の制限、あるいは交換上の作業といふものをその団体においてお願いする、こういうことによりまして、要するに料金といふものが非常に安くなる、すなわち低額の利用費といふものを公社の基準におきましてお支払い願ひ、しかも、それには、ただいま御審議の対象になっておりました有線放送電話につきましては、一定の技術基準を持つた――A規格、B規格と分けておりますが、なるべくなら、当然あるいは将来相当長くこういうものを一ぺんやりましては継続しなければならぬから、電柱等におきましては、不注入柱は四、五年で腐る、注入柱にしますれば五倍ぐらいの寿命もある、長い計算においては絶対的に経済的であります。そういうやうなわけで創設費は多少かかりますが、維持費は、現在有線放送電話におきまして負担しているの若干上廻るというやうなところを考へまして、そういう簡単な、しかも、団体の皆さんで運用していただくというやうな形をこの農山漁村においては考へる必要があるというやうに現在考へる次第であります。しかも、一定の技術基準を持ちますので、これには交換局からその交換所まで公

社の公衆通信線を広げまして、市外通話でもできるという形によりまして、有線放送電話より創設費は相当高くなりますが、運営費等においてあまり負担が重くならぬというふうなことで農山村等の電話普及を考えたかどうかというのを考えている次第であります。

その他加入区域内におきまして、今有線放送電話その他いろいろ有線放送電話が発達し、また加入区域内でいながら、いわゆる無電話部落のような形態になっておりますが、これらにつきましては、今後相当加入電話の増設というのをやっていきたいというところで、大体農山村の対策として、本年度から第二次五カ年計画の終末、すなわち合計しまして六カ年間に百六十億程度の資金を投じて整備したい、さらに町村合併に伴う電話施設の整備ということに関連いたしまして、地方におきまして電話の整備拡充もはかりたい、これにつきましては非常に経費を要するのでございまして、大体十カ年間計画しても、三百億というふうな非常な経費を要するわけでありまして、これも農山村の電話普及対策と直接関係あるものとして、町村合併に伴う電話施設の整備拡充に對しまして、必要な予算を求めまして、全体的に五カ年計画といたしましては、均衡のある電話の普及をはかりたいという計画をたたいま考えておるような次第であります。

○手島榮君 大体公社の御意見もわかりましたが、従来のやり方は、たとえば、今例をあげますと、公衆電話、公衆電話というのは一つのそういう設備があつて、それを農村にも置いていく

というやり方でありまして、従来の電話普及ということでは、現在きまつた施設を地方にだんだん推し進めていくというのやり方であつたのであります。が、たまたま有線放送をもとにした電話というものは、公社が考えもしないし、また企画もしないようなものが実際に発達してきた、それでこれをとにかく認めるということになつたのである。これを契機に、たゞいま親副總裁の話の中にもありましたが、農山村、そういうところへは、農山村に公社が持つておる考え方の施設を広げるといふことはなかなかむずかしいのです。従つて、多少今よりは通信の性質としては劣つておるが、しかし、経費も安くなるので、新しい考え方です。ういふ施設を考えてみるというところは非常に大きな進歩だと思つて、今後常な危険も伴うのであります。今後問題でありますから、今どういふわけでありませんが、一つ農山村という、経済力が非常に低い所に電話を普及する以上は、質が落ちて、経費をうんと落とすというふうな考え方の新しい方式をお考えになることは非常にけつこうなことだと思つて、有線放送電話というふうな飛び離れた通信施設さえできるようになつて参りましたので、この点を勘考されまして、新しい制度で農山村に普及するよう努力を、この上とまでやっていたきたいと思つておる。

○委員長(柳本亨弘君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(柳本亨弘君) 速記を始めて下さい。

○政府委員(松田英一君) 私どもの現在いる人間でこれに対する仕事をやれるかといふことでございしますが、私どもは、このために確かに仕事は非常にふえて参るのでございまして、現在の人間にできるだけ有効に働いてもらふことを考えまして、と申しますのは、大体この仕事につきまして、第一次的な仕事をやつてもいいです。本省でやつて参りますのは、相当デリケートの関係にあるようなこと等につきまして、中央で処理するといふふうな仕事のやり方でありたいと思つておられますので、そこら辺の運用を十分に能率的に考えまして、何とか仕事をやつていけるだらうというふうに考えておる次第でございまして、

○山田勘男君 これは大臣のおられるときにやろうと思つたのですが、これはまた別にします。大体この法案を作つたときの郵政省の心がまえについて、若干質問したいと思つておる。この法案について、さつき手島君も言われたように、従来の公衆通信業務という觀念からすれば、これは全く

の一つの革命なのです。単なる有線放送電話というふうな簡単な法律だけで済ませる問題ではないと思つておる。そこで、この法律ができた由来と申しますか、理由が、電話の普及が遅々として進まない、しかしながら、通信業務の非常な要求が切実なものである。いわゆる今日の有線放送電話といふものは、必要が生んだ發明である。これを押えるというわけにいかない。ですから今日全国におきまして、すでに相当数のこゝろに有線放送電話といふものができてしまつて、これをいかにジャスティファイするか、妥当化するかといふ一種の基本的な法律案として出されたものだと思つておる。そこで、私は言うまでもなく、一般の通信業務といふものは、ことに電気通信といふものは、最近におきまして電波、それから電子工学の飛躍的な発達によつて、これは従来の通信概念ではやつていけない。現にドイツにおきましては、有線電話といふものは古いのである。むしろ無線のテレファックスが非常に発達してゐる。ですから将来の有線電話といふものは無線化する、これはもう確信を持つて言ふことなんです。そういうふうな日進月歩、まことにとどまるところを知らない電気通信を、将来どういふふうに法律において規制をするか、しかも、国民のそういう必要に応じて、需要に適應していくか、これはほかの法律と違ひまして、非常に變転きわまない客観情勢から生まれつゝある法律なんです。その一過程として、農山村におきまして電話がなかなか普及しない、それを通信機器の発達によりまして、簡便であるが用を足すというものが

信がおりなものでしょうか、それをちよつと承わりたいと思つておる。

○委員長(柳本亨弘君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(柳本亨弘君) 速記を始めて下さい。

○政府委員(松田英一君) 私どもの現在いる人間でこれに対する仕事をやれるかといふことでございしますが、私どもは、このために確かに仕事は非常にふえて参るのでございまして、現在の人間にできるだけ有効に働いてもらふことを考えまして、と申しますのは、大体この仕事につきまして、第一次的な仕事をやつてもいいです。本省でやつて参りますのは、相当デリケートの関係にあるようなこと等につきまして、中央で処理するといふふうな仕事のやり方でありたいと思つておられますので、そこら辺の運用を十分に能率的に考えまして、何とか仕事をやつていけるだらうというふうに考えておる次第でございまして、

○山田勘男君 これは大臣のおられるときにやろうと思つたのですが、これはまた別にします。大体この法案を作つたときの郵政省の心がまえについて、若干質問したいと思つておる。この法案について、さつき手島君も言われたように、従来の公衆通信業務という觀念からすれば、これは全く

の一つの革命なのです。単なる有線放送電話というふうな簡単な法律だけで済ませる問題ではないと思つておる。そこで、この法律ができた由来と申しますか、理由が、電話の普及が遅々として進まない、しかしながら、通信業務の非常な要求が切実なものである。いわゆる今日の有線放送電話といふものは、必要が生んだ發明である。これを押えるというわけにいかない。ですから今日全国におきまして、すでに相当数のこゝろに有線放送電話といふものができてしまつて、これをいかにジャスティファイするか、妥当化するかといふ一種の基本的な法律案として出されたものだと思つておる。そこで、私は言うまでもなく、一般の通信業務といふものは、ことに電気通信といふものは、最近におきまして電波、それから電子工学の飛躍的な発達によつて、これは従来の通信概念ではやつていけない。現にドイツにおきましては、有線電話といふものは古いのである。むしろ無線のテレファックスが非常に発達してゐる。ですから将来の有線電話といふものは無線化する、これはもう確信を持つて言ふことなんです。そういうふうな日進月歩、まことにとどまるところを知らない電気通信を、将来どういふふうに法律において規制をするか、しかも、国民のそういう必要に応じて、需要に適應していくか、これはほかの法律と違ひまして、非常に變転きわまない客観情勢から生まれつゝある法律なんです。その一過程として、農山村におきまして電話がなかなか普及しない、それを通信機器の発達によりまして、簡便であるが用を足すというものが

の、ことに電気通信といふものは、最近におきまして電波、それから電子工学の飛躍的な発達によつて、これは従来の通信概念ではやつていけない。現にドイツにおきましては、有線電話といふものは古いのである。むしろ無線のテレファックスが非常に発達してゐる。ですから将来の有線電話といふものは無線化する、これはもう確信を持つて言ふことなんです。そういうふうな日進月歩、まことにとどまるところを知らない電気通信を、将来どういふふうに法律において規制をするか、しかも、国民のそういう必要に応じて、需要に適應していくか、これはほかの法律と違ひまして、非常に變転きわまない客観情勢から生まれつゝある法律なんです。その一過程として、農山村におきまして電話がなかなか普及しない、それを通信機器の発達によりまして、簡便であるが用を足すというものが

の、ことに電気通信といふものは、最近におきまして電波、それから電子工学の飛躍的な発達によつて、これは従来の通信概念ではやつていけない。現にドイツにおきましては、有線電話といふものは古いのである。むしろ無線のテレファックスが非常に発達してゐる。ですから将来の有線電話といふものは無線化する、これはもう確信を持つて言ふことなんです。そういうふうな日進月歩、まことにとどまるところを知らない電気通信を、将来どういふふうに法律において規制をするか、しかも、国民のそういう必要に応じて、需要に適應していくか、これはほかの法律と違ひまして、非常に變転きわまない客観情勢から生まれつゝある法律なんです。その一過程として、農山村におきまして電話がなかなか普及しない、それを通信機器の発達によりまして、簡便であるが用を足すというものが

の、ことに電気通信といふものは、最近におきまして電波、それから電子工学の飛躍的な発達によつて、これは従来の通信概念ではやつていけない。現にドイツにおきましては、有線電話といふものは古いのである。むしろ無線のテレファックスが非常に発達してゐる。ですから将来の有線電話といふものは無線化する、これはもう確信を持つて言ふことなんです。そういうふうな日進月歩、まことにとどまるところを知らない電気通信を、将来どういふふうに法律において規制をするか、しかも、国民のそういう必要に応じて、需要に適應していくか、これはほかの法律と違ひまして、非常に變転きわまない客観情勢から生まれつゝある法律なんです。その一過程として、農山村におきまして電話がなかなか普及しない、それを通信機器の発達によりまして、簡便であるが用を足すというものが

の、ことに電気通信といふものは、最近におきまして電波、それから電子工学の飛躍的な発達によつて、これは従来の通信概念ではやつていけない。現にドイツにおきましては、有線電話といふものは古いのである。むしろ無線のテレファックスが非常に発達してゐる。ですから将来の有線電話といふものは無線化する、これはもう確信を持つて言ふことなんです。そういうふうな日進月歩、まことにとどまるところを知らない電気通信を、将来どういふふうに法律において規制をするか、しかも、国民のそういう必要に応じて、需要に適應していくか、これはほかの法律と違ひまして、非常に變転きわまない客観情勢から生まれつゝある法律なんです。その一過程として、農山村におきまして電話がなかなか普及しない、それを通信機器の発達によりまして、簡便であるが用を足すというものが

の、ことに電気通信といふものは、最近におきまして電波、それから電子工学の飛躍的な発達によつて、これは従来の通信概念ではやつていけない。現にドイツにおきましては、有線電話といふものは古いのである。むしろ無線のテレファックスが非常に発達してゐる。ですから将来の有線電話といふものは無線化する、これはもう確信を持つて言ふことなんです。そういうふうな日進月歩、まことにとどまるところを知らない電気通信を、将来どういふふうに法律において規制をするか、しかも、国民のそういう必要に応じて、需要に適應していくか、これはほかの法律と違ひまして、非常に變転きわまない客観情勢から生まれつゝある法律なんです。その一過程として、農山村におきまして電話がなかなか普及しない、それを通信機器の発達によりまして、簡便であるが用を足すというものが

の、ことに電気通信といふものは、最近におきまして電波、それから電子工学の飛躍的な発達によつて、これは従来の通信概念ではやつていけない。現にドイツにおきましては、有線電話といふものは古いのである。むしろ無線のテレファックスが非常に発達してゐる。ですから将来の有線電話といふものは無線化する、これはもう確信を持つて言ふことなんです。そういうふうな日進月歩、まことにとどまるところを知らない電気通信を、将来どういふふうに法律において規制をするか、しかも、国民のそういう必要に応じて、需要に適應していくか、これはほかの法律と違ひまして、非常に變転きわまない客観情勢から生まれつゝある法律なんです。その一過程として、農山村におきまして電話がなかなか普及しない、それを通信機器の発達によりまして、簡便であるが用を足すというものが

の、ことに電気通信といふものは、最近におきまして電波、それから電子工学の飛躍的な発達によつて、これは従来の通信概念ではやつていけない。現にドイツにおきましては、有線電話といふものは古いのである。むしろ無線のテレファックスが非常に発達してゐる。ですから将来の有線電話といふものは無線化する、これはもう確信を持つて言ふことなんです。そういうふうな日進月歩、まことにとどまるところを知らない電気通信を、将来どういふふうに法律において規制をするか、しかも、国民のそういう必要に応じて、需要に適應していくか、これはほかの法律と違ひまして、非常に變転きわまない客観情勢から生まれつゝある法律なんです。その一過程として、農山村におきまして電話がなかなか普及しない、それを通信機器の発達によりまして、簡便であるが用を足すというものが

いて六百数十億の金を予算としてい
るけれども、その中でわずか十五億し
か農山漁村の不便な場所に設置する費
用を割り当てておらない。そこで、私
は郵政省に、この法律を作ったときに
どういうことを考えているか、まず第
一に、これはあくまで電電公社が責任
をもつてやるべきだ、あまねく電話を
普及するという義務があるという建前
をかえていないだろうと思ふ。そうし
ますと、電電公社が今年度にわずか十
五億しか計上してない、そこに私は何
といいますが、電電公社として十五
億、来年は三十億あるいは五十億とい
うふうに、いわゆる外国でいう電話の
未開設地に対して、当然来年度からの
五カ年計画に対して、こういう事態が
起きつつある。それに対して十五億や
三十億では足りない、百億も二百億も
使ふのだという、いわゆる一つの電話
の計画がなければならぬ、そういう上

○政府委員松田英一君　日本の電氣通信、たとえば電話の問題につきましては、電電公社がその公社たる性格を發揮して、日本全国にあまねく行き渡るようにしなければならぬという点につきましては、まさに先生からお伺いしました通りであります。その点につきましては、私どもも電電公社に對し、いろいろな工夫をし、また努力もさせて、できるだけ電話の需要というものに合つていけるような態勢というものを早く作り上げたいという点においては、私どもも努力しているわけでございます。ただ、従来の実績からいたしますと、日本の電話の需要というものは、非常に急速に上へて参りました、公社が第一次五カ年計画というものを設定しまして、この第一次五カ年計画の完遂ということにつきましては、非常に努力を重ねました結果、大体において五カ年計画がほぼ

不満な状況だけでも、その地方の簡単な要望というものはこれで達し得る。しかも、有線放送が同時に行われることによって、その地域というものの経済的な、あるいは社会的な発達というものに對しても非常に寄与し得るというような便利なものとして生まれて参ったものですから、これはどうしてもその必要性というものから考えて認めていかなければならない。しかし公社としては、もちろんこういう地方に對しても、もつと質のいい、りっぱな電話というものを、将来普及する義務というものは、これは確かにあるものでありまして、先ほど副總裁からも申し述べましたように、この方面に對する努力というものは、今後できるだけ力を入れてやっていくということを、今後第二次五カ年計画等を公社として考えていかなければなりません。

よって解決し、片一方は、少しでもよ
けいの資金をとれるように、よけいの
施設ができるようにということ、日
本全体の都市もあるいは農村も、お互
いに比較的均衡のとれたような発達と
いう格好を第二次五カ年計画遂行後
においては期し得る、こういう状況に
持っていくような努力というものを
続けたいというふうに考えておりま
す。

○山田節男君　私がもう一つ質問した
ことについてのお答えがないので
すが、私が申し上げたことは、先ほど申
し上げましたように、この電話の普及
の義務を法によって負わされているわ
けですね。で、大体この狭い日本の四
つの島ですから、電電公社として電話
を敷設することによってもうペイしな
い。ペイしないのみならず、非常に損
害負担になるという個所と、それから
今日のこの情勢からいえば、NHKが

いないと思う。ですから、いろいろこの電電公社の電話のディヴェロブメントをとりするのだという一つのポイントがあれば、それに基いてやる。そうでない、これが将来も無政府的ににあつちこちでできてしまつて非常に困つてしまつたときになつてさういふことを考えてもおそいのです。今のうちに電電公社は公社として一つのポイントを作つておく、これは私はしつとであるから、こんなことを申し上げるのは口幅つたいかもしれないけれども、何も今日は電話を有線ばかりでつたぐのじゃないのだ、現にアメリカのごときは、山村僻村に行けば、もう都市からそのまゝとつた一つの部落なら部落に対しては無線中継してそこで電話をつなぐ、これは現にもうやつてゐるのです。ですから、昔の電話架設は費用が要つたというのと今日とは意味が違ふと思うのです。ですから、そ

ういうことから推して、私は公社として無軌道にと言っちゃなんだが、ともかく郵政大臣の許可条件に合うものは皆許すのだというようにことにしておる。これは五年たつて、いろいろ公社として全国的に統制するということを考えた場合に、やたらにできてしまつたあとではこれはしょうがないですから、郵政省としては、将来を考えれば、公社に対しては、難聴地区を解消すると同じような一つの企画を作らして、その上でこの法律の適用する区域というものをあらかじめきめなければならぬ。そうしないから今言われたように、第四条の第一号に「社会的経済的に相互に比較的緊密な關係を有し、」とあるが、これはもう常識的に見ても、行政地域外の港である、ある

的な傾向が出てくるという、こういうことがどんどんできてしまふということとは、コネクションというものは業務的にもうまうまいかない。私はこれは決して杞憂ではない。あくまでこれは法に定めた公衆通信というものは電電公社が独占でやるべきである。この建前は私は変えてはいかぬと思う。ことに、私は社会党の立場からいえば、絶対に變えてはいかぬと思う。これは便宜的にやるとすれば、あくまで電電公社が将来の電話のディヴェロプメントをどうするか、これをきめた上でこの法律は考えていくべきだ。逆になつておると思うのですが、そうしたことに何か理由があるのですか。電電公社から了解があつたどうか、この点の一つ伺いたい。

の意味でいえば、もつと広い意味での電気通信施設というものを直ちに需要に応じ得られるようにするつと作れる」という状況であれば、こういうものを必ずしも作る必要もなかったかと思うのでございますけれども、現実の問題といたしまして、なかなか今すぐにはその点はできない。そこで、一応この法律を作りまして、しかも、この法律もあくまでも例外的に、従つて、公社がやりますような完全な電話というものとの別の形態のものを認めていくという考えではございませんで、有線放送というものとくつき合つたまあ簡単な、非常に不満足な状態の電話で、それでも、しかし、その地方の極限された要望には応じ得るし、また非常に役にも立つ、ただその限度のものならこ

も経済的にも非常な緊密な關係を持っている。實際の行政單位と社会經濟の結びつきというものが現実的には必ずしも一致しないところがある。そこに市町村合併についても一つの問題がある。ですから、こういうような許可条件の中に、行政地域を一つの單位とするというような、そういう狭苦しい考え方でなく、もっと公社というものは、全国的にこれを管理させなければいけないという腹があるのか。私は、第二次五カ年計画が始まるのですから、こういう趨勢にかんがみて、一つの企画がなくてはいかぬ。それから私は電電公社の現場を一つ一つ回ったわけではないが、こういう法律を出すについては、電電公社の職員の皆様、これはトップの人は知らぬけれども、非常に嫉妬心を持っている。ジェラシーを持っている。悪くいえばこれは官僚

○政府委員(松田英一君) この有線放送電話に関する法律は、確かにお説のように一般の電話についての考えからすれば例外的な考えで作つておるわけですが、もちろん形態といたしまして、基本法としての有線電気通信法という考えは変えませんが、それについての一つの特殊な場合についての規制の仕方としてこの法律を作りまして、従いまして、いろいろ基本的な面については、やはり有線電気通信法というものによつていふということになつておるわけでございます。そこで、この問題を、今の公社に対する態度というものをもっと具体化する前に、どうしてこの法律を作らねばならなかつたかという点につきましては、この点は、もちろん私どもも、現在すぐ公社というものがもっと農村に対する電話というものの、まあ電話というよりもあ

れを認めてもいいのじゃないか。そうしておきながら、別途公社に對しましては、極力電話についての整備というものをいたさせまして、現実には、今後の動きの場合におきましては、公社の施設というものの整備ができてくれば、その方がよりその地方の人たちの利益に合うのだという状況になれば、このところは話し合いによりまして、一つ公社の電話というものをお使いになつていったらどうかということで、現実には、またその地方の住民も、このような不満足な状態のもとでは公社の電話の方が非常に工合がいいのだということになれば、その方に自然ついていくという状況にもまたなるのではないかというようにも考える次第でございます。ただ、しばらくの問題といたしますれば、この施設は非常に経済的に安くもできますし、また先ほど申し上げましたような有線放送と結びつい

ば、こういう法律が出たということ
は、電電公社に対する一つの不信任と
いうか、電電公社のやつていること
が、これじゃなかなか一般の需要に
ミートしないから、やむなく必要から
こういうものが起つてくるのだ、私は
そうとる。ですから、私が先ほど松田君
に御質問したように、あくまで電電公
社というものが電話の普及に対して大
きな責任を持つている、それがために
独占企業であるということになれば、
少くとも来年度から始まる第二次五カ
年計画において、NHKが採算を顧み
ないで改築した、こういう任務は電電
公社にもあると思うのです。そうすれ
ば、やはり電電公社としては、少くと
も来年度において、こういう情勢下
において将来、これも秩序を立てる法
律ですけれども、そうではない、公社と
して電話料金の秩序を立てるような私
は企画がなくちゃいかぬと思う。これ

す。先ほど手島先生の御質問に關連いたしまして簡単に御説明いたしましたのでございますが、単に公衆電話を一万八千程度作るということではございませんで、大体農山漁村の電話対策といいたしましては、区域外、要するに電話加入区域になつていない所と、区域内と分けて考えておりますが、区域外におきましては、そのほかに加入電話を七万二千個つけるといふような計画でございまして、この公衆電話で約七十八億、加入電話で六十一億というものを六カ年間で考へている次第でございす。さらに加入区域内としましては、現在区域内でありながら、なかなか電話がつかぬということで、ただいま御審議の対象になつてゐる有線放送電話も加入区域内まで入つてきてゐる、こゝういふような事態もあるのでございす。先ほど百五十億程度と申し上げました以外に、加入区域内の電話の普

たという点に利用価値があるものですから、今のところ、そういうことを考え得るから、この状況を否定する、当分先に公社の施設というものが拡充されてくるので、この要望というものは、待つていなさいということと言えないと思いますので、例外的にこの法律を作るといふ措置を講ずるといふふうに考えている次第でございます。

○山田節男君　今の問題に関して電電公社の榎君に聞きたいのですが、私はこの法律が出たということは、一面においては電電公社、これはまあ法的の規制もあろうし、また資金の制約もあるから、また戦後の復旧が非常に忙しかつたために電話の需要に応じ切れない、この間の事情はよくわかつておりますが、しかし、これは一面からいえ

はもうあなたも外国へ行かれたの
し、ことに、アメリカのような
未開発地区から電話を作る経過を見
ると、今日におきましても非常にこの
家の少い所でも、すでに十年先を見
越して電話のディヴェロップを計画
しているわけです。先ほど公衆電話一
万五千をいう不便な所に架設するお
つしやつたけれども、もつと私は根
本的な考えが必要じゃないかと思
うのです。今の松田監理官からお
答えない分について、公社は来年度
において、こういう法律が出る事
態にかんがみて、どういう企画を
せんとしているか、もし企画があ
れば、概略でよろしくございま
すから御説明を願います。

○説明員(柳勉君) お答え申し上げ

及対策をいたしましては、大体第二次五カ年計画におきまして、新規申し込みの八割には応ぜられる。八割に達するといふことは、要するに一年以上申し込んで延びないといふことでございまして、まあ現状を申し上げますが、現在はまだ遺憾でございまして、現在三割程度といふことになりまして、三年間かかるという逆計算ができるのでございまして、第二次五カ年計画ができまして、普及率も現在の倍以上になります。これは農山漁村等における加入区域内を今申し上げておりますが、八割程度新規の加入申し込みに対しては年々消化する、こういう計画を持っております。それ以外に市外通話制度、ただいま電気通信の発達から見て、行政区域を考へるのはおかしいという御指摘でございまして、私も、サービスには、もちろん行政区域の撤廃、そういうものを境界を考へないで、これがほとんど即時につながるように、現在依然として、やはり割合近接した農山漁村相互間の通話におきまして、三時間、四時間とかかつてありますが、こういうものをできるだけ準即時的なサービスに変えていきたい、これは第二次五カ年計画におきます計画内容である、さうに考へております。

またと、非常な電話の増殖がある。また地方中都市等におきまして、一個も電話がつかないといふのは、これは予算のときも御説明申し上げました、三十二年度末におきましては、相当、五百加入以上の大局でございまして、公社直営の分におきまして、三百近く一個もつかない電話局ができた。三十二年度におきまして、今年度の予算におきましては、百二十数局の新設電話局を作りますが、これは大都会だけでなく、地方等にも相当新しい局を建てるわけでございまして、

なお計画としましては、相当やはりこれは自動化の傾向になっておりまして、割合に農村に近い所まで新規のもので自動化の問題が生じて参ります。これはやはりサービスの改善、要するに行政区域等の境界を離れて迅速なる相互の連絡を要するような所で、経済的な通信連絡をするためには自動化の要請も出てくる。あるいは農村等において無人電話局小自動というふうなことも考へて参らなければなりません。で、先ほど御説明申し上げました団体加入の電話につきましても、企画はAとBと分けてまして、手島先生も御指摘の、その経費がかかったんでは、これは五年、十年と待たせるといふことは、とうてい、農村、漁村等における利益にたえられないといふことで、やむを得ず規格も落して参りましたが、それが将来根柢にならないように、その設置地域等につきましては、技術の進歩を組み合せました五カ年計画の本体計画とあわせて、そこに矛盾のないような技術的な設計あるいは計画を考へていきたい、こういうふうに考へておる次第であります。

また先生の御指摘のように、無線を長距離については使つてはどうかといふことにつきましては、私も、無線電話部、あるいは僻地電話等につきましては、当然簡易な無線電話を利用するといふ計画で、すでに前年度から考へておる計画で実施してあるような次第であります。そこで、有線放送電話の法律ができたことは、電電公社としても非常に恥しいじやないかといふ御指摘でございまして、まさに独占企業として、公衆通信業務を担うたしてあります公社としては、はなはだ申しわけない次第に存じております。しかしながら、先ほど御説明申し上げましたように、第二次五カ年計画が完成されたときにおきまして、わが国の電話の総平均の普及率といふのは、百人について加入数で申しますと三・八で、四になりません、そういう状況でございまして、そういう状態になりまして、私ども幾ら電話の普及理想を持ちましても、現に有線放送電話が普及してある所におきましては、ある部落におきましては九〇%、あるいは九五%の普及率と、各戸に行つてゐる。しかも、その発展というものが主として放送、あるいは部落内の連絡、告知といふことを原則として、非常に簡単な設備で、しかも鉄線等、あるいは場合によつては単線を使つてやつておつた、そういうのでほとんど各戸に行くと、これに完全に公衆通信をやるといふことは、これはまあはなはだ情ない話ですが、まあ各国の例から見ても、ここ五十年たつてそのなるだろう、これはまあ山田先生の御指摘のように、通信技術の飛躍的發展といふこ

とを考へまして、もつと経費が案で、しかも、各戸で利用できるような新しい技術の出現といふものに期待すれば別でございまして、まあ現在のところ、なかなかそういう事態にならぬ。そこでやむを得ずほんとうに部落相互間の連絡用として、きわめてまあ低規格の有線放送電話も、郵政監督機関、政府としましてはある程度認めていかねばならぬと、現実の事態を考へられたといふことであります。私も、そうかといひまして、これをそのままにして、公社はただ都会だけやつていけばいいんだと、そういう考へは毛頭ありませんし、また収支の関係につきましても、あくまで公共企業体としたしまして、収入益といふものは全部ほとんど投資に用いて、新たな設備の改善、整備といふことにやつております。第二次五カ年計画は、いざれ詳細御説明を申し上げる機会が得られるかと存じますが、その際におきまして、全国的な均衡、わが国技術の発展の動向といふものを御指摘のように頭に入れて――まあもちろん完全ではない点もございまして、その点は十分考へていきたいといふことでござい

ます、それでも全国のいわゆる有線放送電話の連合会があるんです。これがさらに五十万、百万、あるいは百五十万といふふうになつた場合、こういう電話の利用者あるいは経営体といふもの、全国的な団体は公衆通信といふものを厳格に規制していくときには、相当私は考へなくちゃいかぬのじやないか、この放送法で民間放送といふものを許している。まだ満四年有余にしかありませんけれども、今日テレビジョンのチャンネル割り当てについて、まことに困つた事態ができてゐる。しかも、この放送といふものが商業放送と公共放送と対立するのみならず、民間放送が一つの、何といひますか、商業主義に徹して一つの大きな企業体になつてくると、これはもう国民の経済からいって、あるいは国民の教養といふ面においても、全く今マンモスのような存在になつてきてゐる。そういうものと、この有線放送電話の団体とは全くこれは性質が違ひます。が、少くとも百万をこえるような全国にこういう施設の利用者ができた場合、一体これをどういふふうに規制するか、これは私は特に日本のような国におきましては、事前にこれは考へておかねばいかぬと思ふ。事業の経営だけでやつて、連合会とかいふもののことはもちろん考へていないし、さうしてこれは一面においては、ある所でこれをもう政府で買ひ上げてくれ、公衆で買ひ上げてくれといふ所ができるかもしれぬが、あるいはこういふ法律の第四條に書いてあるやうな、一市町村同一行政地区ではいかぬと、これを伸ばしてくれ、こういうやうな

所も出てくる。そのうちには日本の科学においても、この電気通信の機器が発達して通信技術が発達してきて、もうこんなものを電線を通る必要はないのだと、なくてはならない事象が三年か五年の後にできた場合に、こういう法律があるために、むしろ公衆通信の本質を攪乱してしまつて無統制なものになるのじゃないか、無政府的なものになるのじゃないか、こういう私は危惧を持つのです。ですから、こういったような法律を作る場合においては、これは国民経済に關することであり、あるいは経済、文化に關することであり、自然発生的に放置していることは無責任です。つまり私はこれはやはり国の問題として考へて、先ほど申し上げましたように、公社はどの分野まで受け持つか、将来はどの地点は電話の発達計画を実現するかというのを、これは郵政省としては電電公社に立てさして、そして農林省、自治庁の無規格な、ただやりさえすればいいのだというようなことに対して、これは郵政省としては一つのそこに規格を、国家的な基準を示して、そしてまあ規制といいますが、そういうようなことを私は当然すべきものじゃないかと思うのです。これは、郵政大臣がおられますから、ここにはかの郵政監理官として、あなたにこれは希望になりまされども、これは必ず将来大きな問題を包蔵していると思うのです。ですから、そういう観点から今電電公社が第二次の五カ年計画を立てる場合においては、これは幾多の問題がありまされども、こういうやはり国民の利便ということを考えれば、必然的に

にこういう事態が発生すべき運命にあると、これを公社が全然手を離れた、まあ統制のつかないものとしておけば、これまたわれわれとして監視できない。公衆通信の行政から見ても、ね、大きな問題を起すのじゃないかというくらいに私は考へて、以上のような質問をしたのです。これは先ほど副総裁から、第二次五カ年計画は相当な考へを持っておりまうということと言われたが、われわれが今日当面している問題は、町村合併をいたしました後の電話の統合問題です。今言われたように数億の金が必要なのであつて、これも緊急の問題、まあその他自動化にしても、アメリカ、スエーデンのごときは九〇％は自動化しているのに、日本においては五〇％をわずかにこえたくらいしか実現してないのです。これでは文明国の電話ではありません。それを自動化するという点においても、資金が非常にかかります。今日大蔵省の資金部からの融資も非常に制限されておる。これをたとえワークを拡大しても、私は今のこの有線放送電話の規制を受けないで、先ほど手島委員からも言われましたが、安からろ悪からろというものを奨励するということとは、国家的見地から見れば有益ではないと私は思う。そこにやはり公社が責任を持ったものをより拡大するというのが、国策としてもいいのじゃないかというので、私は今のこのような御質問を申し上げたのです。で、この法律を通す通さぬは、今後の本委員会の審議によりまうが、私はこれに付随した、根本的にわれわれが考えなくちゃならぬ問題があると思うのです。今私の質問の趣旨からいへば、こいねがわくば、第二次五

カ年計画に、この事態にまず即応した企画がどの程度にけるか、これはわれわれが努力することによって何とかなると思ひます。政府資金部よりの融資は政府が手を出すべきです。その方が自治庁とか農林省から金を出すよりも、結局効果的である、かように私は考へますので、この法案とは別個に今後電電公社が単なる公衆電話や共同加入施設を若干ふやすのじゃなくて、今後至急もっと簡単なものでよろしゅうございませうから、根幹的なものだけを一つ協議立案されて、われわれに一つお示しを願ひたいということ強く希望して、松田監理官に対する質問を私は終ります。

○鈴木強君 私法律案の内容を見ましたが、ほんとに政府や公社が現在の無電話部落の解消なり、あるいは町村合併に伴う電話の統合なりについて本腰を入れておるといふことが考へられておるならば、私もその質問をやめておこうと思つたのですが、本法律案をここで審議するに當つて、きわめて重要な問題でありますから、大臣がおられないことは非常に残念ですが、先に関連質問でやりたいと思ひましたが、ここではつきり考へ方を聞いておきたいと思ひます。

私は、松田監理官がこの法律案を提案するに際して、今後の農山漁村の問題についての考へ方をきわめて重要視しておつたのですが、お述べになりましたその考へ方は、非常に機械的に、ほんとにやろやろという氣持がないように思ふのです。私の言ひたいのは、終戦直後からの電信電話の再建ということとはきわめて重要な問題で、都市といわず農村といわず、そういう点は同じだと思ふのです。ただ通信省から電通省になり、さらに公共企業体に変つてきた今日、国のこの電気通信事業に対する考へ方というものは非常に不熱心だと思ふのです。日本の経済、文化すべての中心になる事業ですから、政府がもっと本腰を入れてくれればもう少し早く、もっといいサービスも、事業の拡充もできると思ふのです。御承知のように、今の電電公社法にも欠陥があると思ひますが、現在の公社になりまして、公社経営者の総裁以下全く禁治産者みたいになつて、すべて政府の制約の中でやられていくということが大きな原因なのです。ですから、第一次五カ年計画を立てて、毎年度における農村電話の普及、あるいは町村合併等が起きてからの問題等については、私は公社当局は相当な熱意を持って、私はとかく都会中心だといわれる電話をまず農村の方面に普及していこうという考へ方があると思ふのです。現に三十二年度の予算を見ても、無電話部落の解消に対して二十五億の要求をしておるのにかかわらず、これを十五億に削られてしまつておる。さらにまた、町村合併にしても三十億の予算に対して二十億、こういうふうにやろうとする熱意を全部阻害してしまつてところに大きな問題があると思ふのです。ですから私は、従来ある有線放送法第二項に基いて、有線電話の設備の項を受けて、この有線電話業務に關する特例という法律ができて、それに基づいてやつておると思ふのです。ですから本来の使命は、電話をやるといふこととでなしに、電話によつて放送するといふ趣旨で作らせたわけですから、それを

どんどん認可して、許可してでき上つてきた。だが、要するに公衆電気通信法にあるように、まあねく公平にやるんだという趣旨からいつて、とかく農村自体がおくられておつた。だから電話を敷いてくれと言つてもなかなか敷いてくれぬものだから、ちやうどでき上つた有線放送を便利だから業者が使つておるのですよ。その現象が今ここに現われてきたのですから、私はどうして農林省や、あるいは町村合併に伴う統合の問題を資金的にももう少し政府が金を出してくれなければ困る、そうしなければこれはいつまでたつても解決のできない問題だと思ふのです。やむを得ずこんな事態が起つた。私生児ができてしまつたものを殺すわけにはいかない。今回この法案を作る、これは私たちが賛成なのです。だがしかし、それをやるには、私たちは条件があるのです。将来第二次五カ年計画を策定する場合に、ほんとに農村の無電話解消をやろうという意欲に燃えている政府が、今日公社が要求する予算を削るとはおかしい。だからそういう点は少くとも政府機関である、しかも、監理官しかここにおられないのですが、あなた方が体当りして、とにかくこの私生児を生んだものに対して、できるだけそういうものをなくして、本来の公社の設備をしたいというので、公衆電気通信法の趣旨に国民が触れて恩恵に浴するのだという考へ方をはつきり持つてくれなければ、私たちは残念ですが、この法案に反対せざるを得ない。あなたがさつき御答弁したように、まあこれはこれでやつて将来何とかといったような、そういう消極的な態度であれば、これはわれ

われ断固として反対せざるを得ない。そういう点で私たちはもつと熱意を持って政府当局が無電話部落の解消、山漁村の無電話部落の解消というのに対して政府が熱意を持ってくれるという確言がなければ困るのです。ですから、あなたに答弁を要求しても無理かと思うのですが、どうも聞いていないと少し甘つちやういから、そうでなしに、本腰を入れてやつてもらわなければ困るというのを私は考えておつたのです。いずれまた大臣が来てからの点は申し上げますが、そういう考え方は実は私は持つてゐる。それでこれはあとから大臣に答弁を聞きます。

次に、この法案を見ますと、いろいろの問題点があるようですが、特に手島先生が質問をされて松田監理官が答弁をなさつた中に、現在普通加入区域と特別加入区域とあります。しかるに、法案の第七条を見ますと、その点がきつめて不明確になつてゐるので、もう一回私ははっきり質問をしておきたいのですが、まずその前提として、今日私生児が生まれてゐるこの有線放送電話の設備の中で、普通加入区域と特別加入区域と、こゝろまたがつてゐる所があると思ふのです。そういうのは幾つぐらいあるのか、それを一つ知らしてもらいたい。

○政府委員(松田英一君) 現在あります施設の中で、大体それ加入者と申しますか、利用者と申しますか、そういう見地から考えてみますと、大体半分ぐらいが区域内、半分ぐらいが区域外というところでないかと思ひます。○鈴木彌君 そうしますと、非常に今後問題が私は起きてくると思ふのです。前段で私が意見がましいことを申

し上げたのですが、少くとも普通加入区域として今公社が設定をしてゐるもの基準ですね、区域内における電話というものは大体これは普通特定局です。特定郵便局の電話の委託で大体やり得る範囲をきめてゐるわけですね。区域外というものは、これは当然距離が遠くなりまふ。ですから、あなたの答弁ではどうもその点が不明確なんです。私たちが、少くともこの法律を作つて今後やる場合には、もう区域外はこういうものを認めてもいいのであつて、区域内においてはこれは認めないのだと、それは要するに先に言つた公社の正常な形の電話を提供していただくのだ、またそれをやり得る余地があると思ふのです。現実には、ですから今までにできたものは、これは殺すわけにいかぬでしようから、郵政大臣なり何なりが、やむを得ざるものとして事後承認を与えるとして、今後は少くもやる場合においては、区域外であるというところをはっきりしなければ困ると思ふのです。この点に対しての明確な答弁を一つ聞いておきたい。

○政府委員(松田英一君) その点は、先ほど御答弁申し上げましたように、将来公社の電話というものが、私ども大いにこれに対して力を入れなければならぬのは、ただいま鈴木先生の言われました通りでありまして、私も大いに努力するつもりでございますが、現実の問題として、将来そういった事態ができてきたという場合には、確かにお説のような行き方をしていっていかかと思ふのでございまして、けれども、何分現在のところ、あるいは将来第二次五カ年計画についても、さつき副総裁が御説明申し上げました

ように、まだわれわれとしてはなかなか満足できるという状況にまですぐ持つていけないという状況が予測せられますので、そういう場合におきましては、今鈴木先生の言われましたような工合に、それをこころではつきりと、今後はもうそれやつていくのだというふうにまではやはり行きかねるの、現実というものは即して、区域内の問題についても、やはり不便な状態がある場合には、許可せざるを得ないというところで参らなければならぬのじゃないかと考えております。

○鈴木彌君 これはまあ意見は申しませんが、そうすると、原則として、言葉を使ひに使うと、原則として、区域外であつて、この普通加入区域内のやつは、これはそのときの実情で適当に考えていくのだ、こゝろいふうちに言われておるのですか。それとも原則も何もないということですか。その点を明確にしたいと思ふ。

○政府委員(松田英一君) まあ原則としてという言葉は、これはいろいろな意味を持つわけでございますけれども、私も、私どもとしては、そういう状態が望ましいには違ひないけれども、現実の問題としては、やはりいろいろな実情によりまして実情に即したような工合に不便な地域というものを考えて参りたいと思ひます。

○横川正市君 この法律の第七條、第八條、それから十一條に関連して相当重い罰則規定が設けられておるのです。私はこの法律が作られたのは、農村の需要に従つて、逐次普及されてきた現状というものにマッチさせた法律というふうに理解しておるわけですが、そうすると、有線放送設備を持つてお

ります将来の発展性というものは、町村行政に対する住民の理解と協力の問題とか、政治意識の高揚の問題とか、あるいは農業技術指導の問題、あるいは農協事業の振興の問題、中小学校教育の向上に関する問題、防犯治安対策の問題、さらには各種団体の組織強化によるところの住民の融和といふふうの持つておりますいふゆる利用の内容というものが、非常に広範なもので計画されてゐる、こゝろいふふうになりますと、現状を、いわゆる現状というものは、簡単な機器を備えて一方の放送が行われる程度のものであるといふうちに理解をされて作られた法律であり、それを逸脱する場合の罰則である、こゝろいふふうに理解をしなければならぬと思ふ。ところが、実際に機器の業者の現状を見ますと、もう公衆用電話と何ら変わらないくらいの機能しかないものがあり、しかも、第八條では「もつぱら通話の用に供するための線路を設置してはならない」といふことがあつても、機器の発達に伴つてその危険性が非常に大きいといふことは、これは私は言ひかえれば、犯罪を犯したくないといふふうに思つてゐるものに対して、この法律は、犯罪ですといふことをワクをはめて行わしめる、こゝろいふ結果にならないかといふふうに思ふのです。もしもほんとうに電電公社の電話敷設その他が現状なおかつ不備な点があり、不満足な点があり、それを補うための末端の電話であるとするならば、罰則その他を設けないで、相当程度普及に貢献する程度

の有線放送電話に関する法律といふものが必要であつたのではないかといふ

り、私はそういう点を考えるのです。が、その点をどう考えておられるか、お聞きしたい。

○政府委員(松田英一君) この規定のただいま言われました罰則の問題につきましては、実はその基本規定となつておりますたとえば第七條の問題にいたしましても、あるいは第八條の問題にいたしましても、さらには第十一條の問題にいたしましても、大体私どもといたしましては、この許可という制度をとりました關係上、当然法律的にその許可の条件、あるいは許可といふものについての運営といふものから考えまして、法律的に必然的に伴わなければならぬといふような事柄だけをここに規定してゐるわけでありまして、たとえば契約約款届出にいたしまして、これは営利を目的にしてはならないといふようなことを許可の基準に書いてございまして、そういうものが実際にどのように行われてゐるかといふことのためには、やはり契約約款といふものを届出してもらわなければならぬ。それからこの有線放送電話の本質といふものから考えまして、当然通話だけのものといふものは、有線放送設備を利用してやるといふ建前のものから、その点でこの程度の許可といふものを私どもは認めていこうと思つてゐるわけでございますから、根本的にその趣旨からはずれてしまふといふふうな問題、あるいはそのほかの報告等に関する限りでも、この法律を施行するに必要限度においての報告、知つてもらうといふこと、これは実情といふものを、やはり私どもが今後この法律を運用して参ります場合に、知らなければならぬものですから、その意味で

作つてある規定でございますので、そういうものに伴つた罰則というものは、いわば法律的にやはり届出なり、あるいは報告なりというものがとれるという事にした以上は、それに違反した場合の罰則というものは、これはどの法律にもきまつてある規定でございます、それについておりまして、罰則というものは、それ以上に出るものではないです。従いまして、私もはただその監督というものを非常に厳重にしようというふうな考えでやつてゐるのではありません、ただこの法律で予定されている許可というものを動かしていくについては、またこの法律で予定されている限度の有線放送電話というものを、その運用が円滑にはかられていくという事を確保するという意味においての規定があるだけでございますので、それ以上に、そこまで押えつけないというふうな意味の考えはないということを申し上げておきます。

○横川正市君 先般、私たちは神奈川県下の有線放送設備を見に行ったわけなんです、ここには農協の中に、いわば今特定局等が使われております磁石式の交換台と同一のものを備へつけて、そして三百乃至五百の加入者に対して交換料もらつてゐる。農協に入つてゐる線がたとえば二本か三本あった場合に、交換機の接続によつては、地方との話し合いもこれはできるような状態にまで改善されてゐる。個々の加入者の家庭にかかつておりますあの設備を見ますと、これは一方的放送ではなしに、受話器をはすすことによつて個々の話し合いができる、こういうふうな機器の内容が簡単なものか

ら複雑なものに変わり、しかも、それは電信法に触れるようなことが公然と行われている、こういう事態に備へて、私はこの放送法というものが当然な形で作られたのじゃないかと思うので、ただ一般の農村に使われておりますように、農協に放送の設備だけがあつて、そしていわゆるスピーカーだけを備へて放送を聞くという設備の場合とは、これはもうおおよそその内容というものを異にしておつたと思う。そうなるべくと、いわば私はこういう有線放送電話法案というものを作られた趣旨というものは、低位に置いておいて、それを発展させないで、そのためには逐次電電公社の設備を強化して、いって、もっとも放送設備としては、いづゆる前世紀的なものをそのままに置くために、またその反対的なものとしては解地電話はほとんど発達して、そして解地電話その他の発達でその通話をさせる。そして現在の簡単な放送は、放送だけにとどめて、こういうふうな二面のものであつてしかるべきだと思ふ。そうでなければ、逐次現在の簡単なスピーカーは精巧化されて、通話の方に発展していくんじゃないか、こういうふうな思ふわけなんです。そこで、今度の法律の制定は一体どこをわかつて作られたのか、実はその点がはつきりしないわけなんです。しかも、罰則規定を持つてゐるわけですから、これは相当程度運用その他について注意しないといふ結果になるんじゃないかと、私はこういうふうな思ふので、その点をお聞きしたいと思ふのです。

○政府委員(松田英一君) 現在この法律で認められております有線放送だけ

を行ふもの、これは私もこの法律によつて何も変へる意向はございませんので、従つて、有線放送だけを行なつてゐるものは従来とちつとも変へない。そこで、有線放送設備というものを利用して有線放送をやつておるけれども、同時にその有線放送設備を利用して簡単な電話をやつてゐるというものが最近非常にふえて参つたのであります。これは有線放送設備を利用する簡単な電話だと言ふものの、やはり電話的性質を持つてゐる。そこで、その電話的性質から考えれば、これは若干法律的にも問題があるので、それで現在の法律から考へてこれを許可制にして認めていこうと、こう考へてこの法律を作つたわけでありました。その場合におきまして、私もはあくまでその地方の実情というものを、あるいは地方の要望というものを考へましてなるべく安く、その地方だけの要望に沿つていふふうなものを、その要望に応ずるといふ建前でおきますので、これに對しましては、やかましい基準というふうなものをおまひり作りませんで、ただ必要な限度においての許可というものを、行なつて、その許可の運用を行なつていく限度についての必要な規定というものを設けてゐるだけでございます。

さらにこれがもっと高度化すると同時に、またさういふた地方的な要望に應じたものでございまして、公社の電話というものに接続して、どこも話ができるという本来の電話と申しますか、さういふものとは別のものであるというところではつきりしたわけでありまして、だからさういふた状況で、地方だけの要望が達せられればそれで十分

であつて、それでもいいんだ、しかも、安ければ安いほうがいいんだ、少し語弊がありますが、安い方がいいんだというふうなものは、この法律によつてその必要な限度においての使命を果していく、しかし、もっと高度な要望が出ていく、従つて、金をある程度かけていく、そのかわりどこでも話ができるような、ほんとうのいわば電話のような場合のものとして作つていきたいというふうな要望というものは、これは当然あるわけでありまして、さういふ場合には、当然公社というものがいろいろと今後農村に對する電話の施設というものをやつていかなければならぬ。その要望に応じた一つの応じ方というものを考へていく。それによつてさういふ段階よりもっと高度な要望は達せられるだろうというふうな私も考へておきますので、その意味で、この法律で申しますのは、ある限られた範囲内においての要望というのに對して、正式に應じ得るための一つの制度であるというふうにお考へいただきたいと思います。

○山田節男君 今の横川君の質問に對しての松田監理官の御答弁ですが、これはあなたは実態を知つておつて知らないかのごとく答弁されるのか、今のあなたの有線放送電話というものは、この法律の定めておる場合の中の限度の利便を得ればいいんじゃないか、こう言われますが、この実態は、この有線放送電話で放送のスイッチ・ボードを通じて市外電話は盛んにやつておるわけなんです。電電公社はこれによつて非常にうまくつてゐるわけです。市外電話は実際に使つてゐるのです。

これは神奈川県に行つたとき、実は裏には裏がありまして、少し語を言われた。千葉縣のごときは、これはもう相当市外電話を使つております。実は私、これは資料として委員長に御要求したいと思ふのですけれども、千葉縣の六十何万所の中で、放送所の電話料金をこれは調べれば、有線放送電話で市外通話をどのくらいやつてゐるか、どのくらいの収入を得てゐるか、しかも、収入は本来いへば市外通話です。電電公社としたり、十分電話の施設したところから市外通話をやつておる。放送電話の場合には、放送のスイッチ・ボードのところから継ぎさへすれば、あとは団体で施設した電話の所有者に全部市外と話ができるわけですから、これを市外通話として電電公社に頼んでゐるということも、法的に大きな疑問があるのではないかと、ですから今松田君が言われましたが、實際は市外通話をやつてゐるわけなんです。それをあなたは知らなければならぬ、これはでは私、委員長から郵政省の方へ……。千葉縣の例は一番よくわかるのです。あの放送所とところの農業協同組合は電話料金をどのくらい払つてゐるか、これを一つ資料として、少くとも昨年の、三十一年の四月一日から今年の三月三十一日くらいまでのものがありますから、所管の電氣通信局なり電話局に、あの所在の放送所の農業協同組合の電話料を、公社の電話料はどのくらい収入があるかといふことを、あの六十幾つありますその主要なものでもいから、資料として市外通話の電話料収入の資料を一つ提出してもらいたい。

この法律の審議の資料として至急一つまとめたていただきたい。ですから、今あなたは目をおおつてそういう裏のこを合法化しようというふうな答弁はできないのです。実態はそうではないのです。市外電話を使っているのですよ。それを目こぼしてこういう法律を作るならもう作り方があつて、公衆電話公社というのではなくて、公衆通信ができる、独占化させる便法があるのですから、その実態に目をおおつてやる、そして将来に禍根を残すということは、これは単なる電電公社が不当利得をするというだけではない、先ほども申し上げたように、ですから今あなたはあつたかこの法律の対象となるべきものが、今あなたの説明されてるような実態であるというふうなことの工合で、この法律はいいと思われは大きな間違いである。すでにこれは盛んに市外電話を使つておるのです。ですから実態に即しない法律です。こういうことに目をおおつて、特にこういふようなサービスというものはもうこれはよからうが悪かろうが、必要やむを得ない、たとえば病人がきて電報を打つのに電話をかけたいたなれば、たとえば伊勢原の奥の僻地から、この新宿の某所へ電話をかけられるのですから、どこの協同組合からでも、こういう電氣通信の方の機器は改良されておる。横川君も言われたように、日本電氣、岩崎通信機とか、東芝なんか見ると、これはもつと完全な機器の複雑なりつばなものを作つてゐるわけですから、もう公社の施設並みにするということも、現在の公社の基準を設けなければならぬ問題があるかどうかということほど進歩し

ている。おそらく今年度において続々増設されるであろう有線放送電話の施設、機器というものは非常に進歩しているのですから、そういうふうなこととあわせて考えなければならぬ。今の有線放送電話が村内だけで使われていると思つたら大きな間違いです。村にはその実態があるというところを十分勘案して、これは公社の方で知つてゐるだらうと思ふ、収入が入つてくるのですから、ですからこの点は一つもし知らずに目をおおつてやるというならば、私はこの法律の立て方が悪いと思ふ。知つてゐるならば、今の原則の面においても、しかるべくもう少し考へる余地があるのじゃないかと思ふ。ですから、これは知つてゐたあなたはそういう答弁をされるのか、知らないで答弁されるなら大きな実態の認識不足だと思ふ。どちらか。私はあなたに答弁を求めるのは、こういう法律を作る場合の基本的態度だと思ふ。もし知つてゐるならば、法の構成からいつて大きな欠陥があるということになるわけだ。その点どうですか。

○政府委員(松田英一君) お答え申し上げます。私どもは現状というもののにつきましても、そういうた事があるいは実際問題として起つておるということ、全然否定はできないと思ひます。しかし、それが果していいものかどうかというにつきます。いろいろ検討いたしました結果、これは後ほどあるいは詳細に御説明を、技術の明る人から説明してもらつた方がいかと思ふのでございますが、とにかくこういふ私どもが考へております現状のものというものを、公社の電話施設につなぐということにつきます。

は、いろいろなそれから起つてくる弊害といふものが予想される、そこで、現在あるいはそういうものをかりにあらといたしまして、それはまあ非常に、いわばもうぐりでやつておるわけでございますから、その結果がある意味で悪い影響も起つておるかもしれませう、またそういうものがかかりにあるといたしまして、まあ違法状態といふものによつて、現在の施設そのものの性格と同時に、そういうものも行われてゐるということでございますので、これを法律的にはつきりと認める場合には、私どもはその認められた格好としては、一体どういふのがいいのだからかといふことの見地から作つたわけでございます。従つて、将来実際の需要といふものを考へまして、そういうものに対してどういふ対応の方をすればいいかといふことを考へます場合には、市外電話といふものをどんどんやらねばならぬといふふうな必要性の起つておるような事態といふものにつきます。むしろこの法律の運用というよりも、公社の方で今後いろいろ考へて参ります施設、制度といふものを利用してもらつた方がより日本電氣通信政策といふものに合つた行き方になつていくのじゃないだらうかといふふうな考へ方をしておるわけでございます。

○山田節男君 ちよつと今の……、松田監理官ね、こういう考へ方をしなくちゃいけぬ。特に電話のサービスといふものは非常に必要があるわけですよ。今言つたように、表面きはやつていなければ、裏では盛んにやつておる。しかも、インテキじゃなくてやむを得ずやつておる。たとえば有線放送電話の——たとえばやみ夜に雨が降つたり、雪が降つた晩にそこまで行つて新宿に電話をかけるということ、これはそんなばかなことではないんです。まあ自分のところで電話を交換手で切つかえてくれればできるわけなんですよ。その電話を呼び出して、それがいかに、雨が降つてもやりが降つても公社の電話でやらなくちゃ話ができぬのだ、こういうことは、今日の時代精神からいつても、そんなことを禁じるべきじゃない。あなたがいかにかこれにいけないのだといつたところで、現にやつておるわけですよ。これは技術的に可能なわけですよ。しかも、電電公社に何ら迷惑をかけるものではない。電電公社といふものは、そういう施設をしなくて、市外収入はどんどん入つてくるのですから、公社にとつては非常にありがたい話なんです。ですから、こういう実態をやめさすといふことは、いかに、むしろいかに合法化すること、いかに、こういう法律でもつてついでにやつておけばいいと思ふのです。それを目を隠してそれはいかにいふことは、実際やつてゐるのだから……。そこはわれわれが見て、法律を作る場合に、実態を把握すると同時に、皆そういうふうな現地で要望しているものをなるべくスムーズにできるようにする、これは単なる利用者だけの問題じゃない、全般の問題として、経営者として、これは当然な話です。そこあたりの心がまえなり、検討した経過といふものは、今のあなたの言葉ではどうもはつきりしない。裏を見ていない。しかも、その裏たるや、これはもう私たちがすれば、電話のサービスとして当然そういうことを

さしてやらなくちゃならぬものなんです。どうもそこらで、そういうふうなやむにやまれず使用させてゐる。ジャスティファイするだけの法律になつていない、欠陥がある、こゝろは思ふ。ですから委員長、これは千葉県下に相当大きなものがあります。協同組合で電話の交換をやつてゐる市外通話、これは相当はやつてゐる。大きなところだけの昨年度の公社の電話収入、これを一つ至急提出せしめるようにお願いいたします。

○委員長(鈴木亨弘君) 速記をとめて。

○委員長(鈴木亨弘君) 速記を始めて。

○鈴木強君 これとは別ですが、郵政省にちよつとお尋ねをしたいのですが、国際電信電話株式会社の問題ですが、これは法に基いて、当然国際の事業計画については、郵政大臣に報告してあるわけですね。そこで、仄聞するところによると、国際が今度、加入電信ですね、やつております加入電信の保守を、ある会社を作つてその会社にやらせるという構想のもとに計画を進めて、相当具体化してゐるという話を聞いているのですが、そのことについて郵政省は知つておりますか、どうですか。そのことだけちよつとお聞きしたいのです。

○政府委員(松田英一君) 今御質問の話につきましては、私ども一応そういう話を会社から聞きましたけれども、その問題については、郵政省としては具体的にこの問題をどういふふうに考へるべきかということにまで参つて

おりませんので、検討しなければなら
ないとは考えております。

○鈴木強君 それをいつ聞きましたか。

○政府委員(松田英一君) ちよつと
はつきりいたしません、一週間ばかり
前じやなかつたかと思ひます。

○鈴木強君 どうもこの動きは不明朗
な点がたくさんあるし、特に国際電信
電話株式会社は、われわれが法案を
作つて会社にやつていただいているの
ですが、これは特殊会社であつて、あ
くまで郵政大臣の監督下に置かれて
いる会社ですから、またそれをほかの民間
の会社にやらせるといふようなことに
対しては、非常に重大な関心を私は
持つてゐるのです。ですから検討する
といふても、あなたの方に資料が来な
ければできない。検討するといふこと
になると資料があると思ひますから、そ
の資料を全部出していただきたい、次
の委員会に。

○委員長(鈴木幸弘君) しばらく休
息いたします。再開は午後三時半にいた
します。

午後三時四十八分休憩

午後三時五十分開会

○委員長(鈴木幸弘君) ただいまより
委員会を再開いたします。

午前に引き続き、質疑を行いたいと思
ひますが、森中委員より、外務省に
対して御質疑の申し出がございますの
で、この際、これを許します。

○森中守義君 会期がいよいよ少くな
りましたので、どうしてもこの際、郵
政省及び外務省に意見をお聞きして
きたいと思ひます。

それは、衆議院及び参議院におきま

して、この前の臨時国会に至るまで三
度にわたつて、中共との郵便物の約
定について質問がなされておりました
で、これに対して、こゝ一、二代の郵
政大臣は口をそろえて、何とか善処し
なければならぬであらうといふよう
なことが、正確に議事録にも残つてお
ります。私も、その後かなり期間が
経過してありますので、何分の措置が
とり行われたであらう、しかし、い
ろい複雑な外交上の問題もあるの
で、今なお実現ができていないと思
ひますが、国交が回復していかない
とはいひながら、おそろく郵便物とい
うものは、通念的にいつても、思想や
主義や立場をこえた重要な問題であ
りますので、郵政省では中共当局、あ
るいはまた外務省はこれに對してど
の程度の同意を表して事態の解決に
當つておいでになつたか、これをま
ず最初に承つておきたいと思ひます。

○政府委員(松井一郎君) それでは最
初に私からお答えいたします。森中委
員のお尋ねのように、対中共との郵便
関係につきましては、現在御承知の
ように香港を経由して交換してゐる
のであります。しかし、香港を経由し
て交換するといふことには、いろいろ輸
送路の隘路といつたようなものがあり
まして、すべての郵便物を必ずしも交
換するといふわけにも参りません。現
在は一応、通常郵便物といふものに
限定されております。そのほか、日
にちの点におきましても、大体日本か
ら香港へ送り、香港から上海なり、北
京なりへ送るといふことは、非常に距
離が遠くなるという点で、非常に不便
でございます。他方、日本の船が毎月相
當数の各港へ今日行つてゐるとい

現状にかんがみて、できればこの香港
經由で送つてゐるものを、直接日本船
によつて中共自身に送る、こういう方
法がとり得るならば、これは郵便物の
運達から見ても、あるいは取扱ひ
の便から見ても、あるいは見まして
も、好ましいではないかといふふうな
ことを考へまして、中共方面に對する
われわれの方としての希望とい
ふもの、ある方法で伝えたいわけであ
ります。それに対して中共方面として
も、通郵するといふことは、まあ中共にお
いても原則として何ら異存がある問題では
ない、しかし、でき得るならば、両国の正
式に任命された代表によつてこの問題
を取扱ひたい、かような意向が漏らさ
れたのであります。そこで、まあ私も
いろいろ内容問題について、政府内部
において打ち合せをしたのであります
が、もとより郵便の個々の技術的な問
題については、中共側の考へと私ども
の考へとの間にさほど大きな差違があ
らうといふことはさしあたり予想はで
きないといふところもあるものであり
ますが、しかし、交渉の仕方といつた点に
なりましますと、これはいろいろお尋
ねが、そこで、まあ私も政治問題から
いへば、なるべくさういふ政治問題への介
入といふことを離れて、純粹に何と
か郵便といふものを一つの事実問題とし
て、中共側との間に実効が上るよう
に、さういふ方策にしようと思ひま
す。あそれについて一案を考へる、こ
ういふ考へ方では、一応あなたの方
との話し合ひといふことを始めても
いいが、こゝろい考へ方については、
あなたの方ではどう思つていらつしや

いましやうかといふような意味合ひの
照会を私の方から発したのでありま
す。私も私としては、それについて中
共側が同意して下さるなら、もとより
その方針によつて話し合ひを進めてい
くが、あるいは中共側としてそのやり
方について何かの意向があるならば、
またそれを承つた上で検討してみたい
といふような関係で、目下これにつ
いての中共側からの返事を待つてお
るといふような段階にあるわけであ
ります。

○森中守義君 今のお話によりま
す。第一段階としては、書面によつて政
府の意思を伝達したと、これに對す
る回答が来ない、こゝろいこと
ですね。それでさらに積極的に進んで、
回答が来ない分に対して、相手の
方に、たとえば回答を急いでくれとか、
あるいはまたどこか特定の地域を選
定してこの問題について会談をしよ
う、こゝろいつたような考へはお持
ちでありませんか。

○政府委員(松井一郎君) お答えいた
します。たしか照会を發したのは、も
うすでにことしの初めごろだつたと私
は記憶しておりますが、その後返事が
非常に遅れておりましたので、たしか
三月の末でしたか、あるいは四月の初
めだつたかと思ひますが、そのころ
に、あの件に關する返事を至急に聞
きたいといふ意味の督促は一度私の方
から出してございまして、その返事を
今待つておるという状況でございま
す。

○森中守義君 そこで、私は端的に、
半ば意見のよきなことを申し上げる
わけでありまして、戦後国交が未回復
な國に對して、政府と政府との間にお

る行政協定は、いろいろな内容につ
いて締結をされてきております。従
つて、中共と今にわかに國交を回復す
べきであるかどうかといふこの問題につ
きましては、別な角度から論議をしな
ければならぬのであります。さうい
う戦後の前例もありません。この際、
郵政省としては、冒頭に申し上げまし
たように、郵便といふものは一切の
ものをこえたいわゆる万国共通のも
のであります。万国郵便条約にもまだ参
加をしていない、従つて、政府相互間の
双務協定のな、一種の行政協定と申し
ましようか、さういふことで私は当然
これは可能性があるし、その可能性の
上に立つて郵政省も話を進めておい
でになつたと思ひます。こゝろい
で、今の文書による意思の伝達ある
いは意思の疎通といふことは、これは
事態の解決が困難ではないかと思
はれる。従ひまして、相手の方が頭から中
共を正規な國として認めよ、こゝろい
やうなことに立つてゐるかも知らな
いし、いろいろ思惑はわれわれにもあ
るわけでありまして、何しろ會つて話
をしてみなければわからない。郵便の
本来の使命を完全に果していく上
に、さういふ思惑をこの際排除するた
めに、行政協定締結といふやうな、さ
ういふ目的のために省の代表がどこか
向いて行くなり、あるいは中共から日
本に来てもらふなりして、この際、こ
の問題を解決する意思はありませ
んか。またこれに關連して外務省の御意
向も承つておきたいと思ひます。

○政府委員(松井一郎君) お答えいた
します。まあ郵便における取りきめと
いふものと、政府の承認といふやうな

ものが、どのような意味合いを持つかという点については、これはあるいは後ほど外務省の方からお答え願った方が適当じゃないかと思っております。私どもとしては、そういうことが許されるならば、形の問題については、郵政省としては、もとよりどんな形がなければならぬという点とは考えておりません。しかし、両者の間にはなかなか観念上割り切るほど明確な線を引けないむずかしい問題があるかと思ひます。ことに、中共の場合には、ほかの一般承認国の場合と違ひまして、一方において台湾政府というものが、現在万国郵便条約においても中国を代表するものという意味合いにおいてこれが署名をしておりという一つの事実、これとの関連性をどう見るかという点の問題がからみまゐり、ただ一般的な意味における政府の承認問題と、それからいわゆる郵便上の協定というもののほかに、もう少し複雑なる問題があるのじゃないかという点のことを私たちが考えまして、この辺の点について、逐次外務省方面の見解も尊重して参つております。従つて、今お尋ねの点については、私からお答えをするよりも、外務省の方からお答えをする方がよいのじゃないかと思つております。

は承知しております。で、その形とか、やり方等につきましては、なるべく刺激の少ない、何と申しますか、あつさりとする方法がないかと、こういうふうに郵政省と相談しておる次第であります。

○森中守義君 現実外交のむずかしさはよくわかりますが、私はこの問題に限つては、台湾政府との関係あるいは中共との関係で三角関係にあるとは言いがた、さして著しい外交上の問題を招来するようなことにはならぬのでないか、こういうふうに考えるのであります。特に今国会中において、岸外務大臣の両院のいろいろな委員会における外交上の問題に対する言明としては、やはりアジアの諸地域については、友好提携の道を開拓しなければいかぬ、これが実は岸外交の方針である。いんわんや石橋内閣の当時に、あくまでも自主外交の確立である、あるいはまた中共との貿易の促進、こういうことが石橋内閣の大きな外交方針の一つでありました。これを受けて立つた岸外交もまた同様にそのような方向に進んでおる、そのことを具体的に岸さんは両院の各委員会においても言明をいたしておられます。私は今、台湾政府がこう思ひはしないか、あるいは中共がこうのように出はしないだろうかというように思惑を少し日本の政府がとり過ぎるがゆゑに、このように郵便という特殊な、万国共通の問題が一時でも停滞するということとは、はなはだもつて遺憾である、かように思ふ次第であります。別に国際条約の締結というところで国会の批准を必要といたしません。私は、行政協定という範囲内でこの問題の解決を求めておるわけであ

ありますので、できるだけすみやかに代表を送り得るような、あるいは中国から代表が日本に來られるような外交上の話し合いを、外務省はさらに一切の内容あるいは一切の問題をこの際はこの問題に限つて克服しておやりになるような意思はないのか、重ねて外務当局に承つておきたいと思ひます。

○説明員(小川平四郎君) ただいま森中守義君 現実外交のむずかしさはよくわかりますが、私はこの問題に限つては、台湾政府との関係あるいは中共との関係で三角関係にあるとは言いがた、さして著しい外交上の問題を招来するようなことにはならぬのでないか、こういうふうに考えるのであります。特に今国会中において、岸外務大臣の両院のいろいろな委員会における外交上の問題に対する言明としては、やはりアジアの諸地域については、友好提携の道を開拓しなければいかぬ、これが実は岸外交の方針である。いんわんや石橋内閣の当時に、あくまでも自主外交の確立である、あるいはまた中共との貿易の促進、こういうことが石橋内閣の大きな外交方針の一つでありました。これを受けて立つた岸外交もまた同様にそのような方向に進んでおる、そのことを具体的に岸さんは両院の各委員会においても言明をいたしておられます。私は今、台湾政府がこう思ひはしないか、あるいは中共がこうのように出はしないだろうかというように思惑を少し日本の政府がとり過ぎるがゆゑに、このように郵便という特殊な、万国共通の問題が一時でも停滞するということとは、はなはだもつて遺憾である、かように思ふ次第であります。別に国際条約の締結というところで国会の批准を必要といたしません。私は、行政協定という範囲内でこの問題の解決を求めておるわけであ

ありますので、できるだけすみやかに代表を送り得るような、あるいは中国から代表が日本に來られるような外交上の話し合いを、外務省はさらに一切の内容あるいは一切の問題をこの際はこの問題に限つて克服しておやりになるような意思はないのか、重ねて外務当局に承つておきたいと思ひます。

○説明員(小川平四郎君) ただいま森中守義君 現実外交のむずかしさはよくわかりますが、私はこの問題に限つては、台湾政府との関係あるいは中共との関係で三角関係にあるとは言いがた、さして著しい外交上の問題を招来するようなことにはならぬのでないか、こういうふうに考えるのであります。特に今国会中において、岸外務大臣の両院のいろいろな委員会における外交上の問題に対する言明としては、やはりアジアの諸地域については、友好提携の道を開拓しなければいかぬ、これが実は岸外交の方針である。いんわんや石橋内閣の当時に、あくまでも自主外交の確立である、あるいはまた中共との貿易の促進、こういうことが石橋内閣の大きな外交方針の一つでありました。これを受けて立つた岸外交もまた同様にそのような方向に進んでおる、そのことを具体的に岸さんは両院の各委員会においても言明をいたしておられます。私は今、台湾政府がこう思ひはしないか、あるいは中共がこうのように出はしないだろうかというように思惑を少し日本の政府がとり過ぎるがゆゑに、このように郵便という特殊な、万国共通の問題が一時でも停滞するということとは、はなはだもつて遺憾である、かように思ふ次第であります。別に国際条約の締結というところで国会の批准を必要といたしません。私は、行政協定という範囲内でこの問題の解決を求めておるわけであ

あるいは共産圏と日本という問題、これについてどういったようなことにならざるであらうか、私はいわけの現実外交のむずかしさというところがよく理解できるのであります。今外務当局のお話からすれば、かりに中共から何がしかの回答が来たにしろ、そのことがただいまの御答弁の内容そのものをそのまま受け取つていくならば、それもまた困難のように考えるのであります。つまり根本的に外交上の問題がいずれかに決定をしない限り、この郵便の問題は片づかない、こういう場合にも受け取れるのであります。その間の事情はどういうことにならうか。

○説明員(小川平四郎君) ただいま森中守義君 現実外交のむずかしさはよくわかりますが、私はこの問題に限つては、台湾政府との関係あるいは中共との関係で三角関係にあるとは言いがた、さして著しい外交上の問題を招来するようなことにはならぬのでないか、こういうふうに考えるのであります。特に今国会中において、岸外務大臣の両院のいろいろな委員会における外交上の問題に対する言明としては、やはりアジアの諸地域については、友好提携の道を開拓しなければいかぬ、これが実は岸外交の方針である。いんわんや石橋内閣の当時に、あくまでも自主外交の確立である、あるいはまた中共との貿易の促進、こういうことが石橋内閣の大きな外交方針の一つでありました。これを受けて立つた岸外交もまた同様にそのような方向に進んでおる、そのことを具体的に岸さんは両院の各委員会においても言明をいたしておられます。私は今、台湾政府がこう思ひはしないか、あるいは中共がこうのように出はしないだろうかというように思惑を少し日本の政府がとり過ぎるがゆゑに、このように郵便という特殊な、万国共通の問題が一時でも停滞するということとは、はなはだもつて遺憾である、かように思ふ次第であります。別に国際条約の締結というところで国会の批准を必要といたしません。私は、行政協定という範囲内でこの問題の解決を求めておるわけであ

あるいは共産圏と日本という問題、これについてどういったようなことにならざるであらうか、私はいわけの現実外交のむずかしさというところがよく理解できるのであります。今外務当局のお話からすれば、かりに中共から何がしかの回答が来たにしろ、そのことがただいまの御答弁の内容そのものをそのまま受け取つていくならば、それもまた困難のように考えるのであります。つまり根本的に外交上の問題がいずれかに決定をしない限り、この郵便の問題は片づかない、こういう場合にも受け取れるのであります。その間の事情はどういうことにならうか。

○説明員(小川平四郎君) ただいま森中守義君 現実外交のむずかしさはよくわかりますが、私はこの問題に限つては、台湾政府との関係あるいは中共との関係で三角関係にあるとは言いがた、さして著しい外交上の問題を招来するようなことにはならぬのでないか、こういうふうに考えるのであります。特に今国会中において、岸外務大臣の両院のいろいろな委員会における外交上の問題に対する言明としては、やはりアジアの諸地域については、友好提携の道を開拓しなければいかぬ、これが実は岸外交の方針である。いんわんや石橋内閣の当時に、あくまでも自主外交の確立である、あるいはまた中共との貿易の促進、こういうことが石橋内閣の大きな外交方針の一つでありました。これを受けて立つた岸外交もまた同様にそのような方向に進んでおる、そのことを具体的に岸さんは両院の各委員会においても言明をいたしておられます。私は今、台湾政府がこう思ひはしないか、あるいは中共がこうのように出はしないだろうかというように思惑を少し日本の政府がとり過ぎるがゆゑに、このように郵便という特殊な、万国共通の問題が一時でも停滞するということとは、はなはだもつて遺憾である、かように思ふ次第であります。別に国際条約の締結というところで国会の批准を必要といたしません。私は、行政協定という範囲内でこの問題の解決を求めておるわけであ

あるいは共産圏と日本という問題、これについてどういったようなことにならざるであらうか、私はいわけの現実外交のむずかしさというところがよく理解できるのであります。今外務当局のお話からすれば、かりに中共から何がしかの回答が来たにしろ、そのことがただいまの御答弁の内容そのものをそのまま受け取つていくならば、それもまた困難のように考えるのであります。つまり根本的に外交上の問題がいずれかに決定をしない限り、この郵便の問題は片づかない、こういう場合にも受け取れるのであります。その間の事情はどういうことにならうか。

○説明員(小川平四郎君) ただいま森中守義君 現実外交のむずかしさはよくわかりますが、私はこの問題に限つては、台湾政府との関係あるいは中共との関係で三角関係にあるとは言いがた、さして著しい外交上の問題を招来するようなことにはならぬのでないか、こういうふうに考えるのであります。特に今国会中において、岸外務大臣の両院のいろいろな委員会における外交上の問題に対する言明としては、やはりアジアの諸地域については、友好提携の道を開拓しなければいかぬ、これが実は岸外交の方針である。いんわんや石橋内閣の当時に、あくまでも自主外交の確立である、あるいはまた中共との貿易の促進、こういうことが石橋内閣の大きな外交方針の一つでありました。これを受けて立つた岸外交もまた同様にそのような方向に進んでおる、そのことを具体的に岸さんは両院の各委員会においても言明をいたしておられます。私は今、台湾政府がこう思ひはしないか、あるいは中共がこうのように出はしないだろうかというように思惑を少し日本の政府がとり過ぎるがゆゑに、このように郵便という特殊な、万国共通の問題が一時でも停滞するということとは、はなはだもつて遺憾である、かように思ふ次第であります。別に国際条約の締結というところで国会の批准を必要といたしません。私は、行政協定という範囲内でこの問題の解決を求めておるわけであ

あるいは共産圏と日本という問題、これについてどういったようなことにならざるであらうか、私はいわけの現実外交のむずかしさというところがよく理解できるのであります。今外務当局のお話からすれば、かりに中共から何がしかの回答が来たにしろ、そのことがただいまの御答弁の内容そのものをそのまま受け取つていくならば、それもまた困難のように考えるのであります。つまり根本的に外交上の問題がいずれかに決定をしない限り、この郵便の問題は片づかない、こういう場合にも受け取れるのであります。その間の事情はどういうことにならうか。

○説明員(小川平四郎君) ただいま森中守義君 現実外交のむずかしさはよくわかりますが、私はこの問題に限つては、台湾政府との関係あるいは中共との関係で三角関係にあるとは言いがた、さして著しい外交上の問題を招来するようなことにはならぬのでないか、こういうふうに考えるのであります。特に今国会中において、岸外務大臣の両院のいろいろな委員会における外交上の問題に対する言明としては、やはりアジアの諸地域については、友好提携の道を開拓しなければいかぬ、これが実は岸外交の方針である。いんわんや石橋内閣の当時に、あくまでも自主外交の確立である、あるいはまた中共との貿易の促進、こういうことが石橋内閣の大きな外交方針の一つでありました。これを受けて立つた岸外交もまた同様にそのような方向に進んでおる、そのことを具体的に岸さんは両院の各委員会においても言明をいたしておられます。私は今、台湾政府がこう思ひはしないか、あるいは中共がこうのように出はしないだろうかというように思惑を少し日本の政府がとり過ぎるがゆゑに、このように郵便という特殊な、万国共通の問題が一時でも停滞するということとは、はなはだもつて遺憾である、かように思ふ次第であります。別に国際条約の締結というところで国会の批准を必要といたしません。私は、行政協定という範囲内でこの問題の解決を求めておるわけであ

あるいは共産圏と日本という問題、これについてどういったようなことにならざるであらうか、私はいわけの現実外交のむずかしさというところがよく理解できるのであります。今外務当局のお話からすれば、かりに中共から何がしかの回答が来たにしろ、そのことがただいまの御答弁の内容そのものをそのまま受け取つていくならば、それもまた困難のように考えるのであります。つまり根本的に外交上の問題がいずれかに決定をしない限り、この郵便の問題は片づかない、こういう場合にも受け取れるのであります。その間の事情はどういうことにならうか。

○森中守義君 どうも、そのなおかつ必要であればということになりますと、これは私は郵便に対する外務当局の見解というものが、どうも釈然とできない、先刻もしばしば繰り返しておるうちに、おそらく郵便というものは思想であるとか、あるいは主義であるとか、立場であるとか、こういうものを私はこえたものでなければならぬ、こういう工合に思う。それは戦時中においても、敵性国との間には正常な、しかも、正規な一つのルートを開いて郵便物は交換されておったはずで、交戦中においてすらもそうなんでありました。しかも、今日のようなこういう事態において、必要があればというふうな外務当局の郵便に対する御認識あるいは理解というものは、これは一体どういふことなんですか、もう少しその間を詳しく説明して下さい。

○説明員(小川平四郎君) 初めに申し上げましたように、国民政府と中共との関係は、私どもが想像している以上に、非常に国民政府といたしましては強く感じていたわけでございます。それがいろいろな点で日本との関係にもはね返ってくる次第であります。そこで、そういうのはね返りになるべくはね返らないように、その実質上の必要という点を強調いたしまして、このやり方あるいは時期、そういうようなものを調節いたしまして、そういう国民政府側の動きというふうなものをなるべく刺激しないようにしたい、こういうことでございます。従いまして、必要さという点については、私どもも十分に認識しております。

○森中守義君 それは先刻申し上げたように、戦後、国交未回復の国という

いような形で行政協定というふうなものが結ばれておったはずであります。この中国との郵便の問題については、やはり台湾との問題を一番憂慮されている、こういうことになるのでしようか。

○説明員(小川平四郎君) やはりその問題が一番考慮すべき問題だと思っております。

○森中守義君 先刻、第二課長の御説明によりまして、中国からの回答いかんによつては、こういうこともお言葉の中にあったようですが、もしも中共から、それではこういうことにいたしますよというふうな返事が来れば、外務省としては、先刻、いろいろな情勢を考えて、こういうことであつたのですが、それはその通りに受け取つてよろしいのですか。

○説明員(小川平四郎君) 内容を承わりました。進める方向にやっています。い、こういうふうに思っています。

○森中守義君 やはりこれは私は中国との問題については、こういうことに類似したいろいろな問題があると思ふのです。従つて、今御説明になつた点は、一応常識的にはわかります。しかしながら、おそらく中国に対しては、どうしても行政協定の締結ということはこの際必要ではないかという工合に考えます。従つて、郵政省は外務省を通じて今まで文書の申し入れもやつた、そのこと自体がやつてもよろしいという一種の発露であらうし、これをどういふ工合に実を結ばしていくか、これに消極的な出方と積極的な出方と、この二面の問題があると思ひます。とりあえず文書によつて申し入れをしたというところは、やつてもい

いという政府の意思決定にはかならない、こういうことになりまして、消極的であるのか、あるいは積極的であるのか、ここに問題のポイントがかつてくるわけでありまして、私は先刻から承わつていて、台湾政府の問題、あるいは国際的な日本の立場の問題というものを考慮に入れて、ということでありまして、すでに、この中共との郵便協定の問題については、第一歩を踏み出したという解釈が当然成り立つと思ひます。従つて、郵政当局と外務当局は、さらに積極的にこの問題の促進に当り、しかも、それは岸外務大臣が国会の中における発言の趣旨でもある、また岸内閣の外交方針でもある、こういうことに相なつて参りますと、当然のことではありますが、私は、もう少し外務当局は積極的にこの問題についての解決策を講ぜられてしかるべきであらう、こういう工合に考えるわけでありまして、この点について、もう一回回答をいただいておきたいと思ひます。

○説明員(小川平四郎君) ただいまのお説は私よくわかります。先ほど説明いたしましたときには、その必要性によつてこれを実現するのには、なるべく各方面に差しきわらないような方法をとりたいということを申し上げておりますので、そういう点に考慮を加えることが消極的ということであるかもしれませんが、やはり現在の状況におきましては、なるべく方々でむやみに摩擦を起さないで、しかも、目的が達せられるということが必要だろと思ひます。そういうふうに考えております。

○森中守義君 大体外務省の意向もわかりましたので、あまりくどく聞きません、やめますが、要するに郵便というところに対する認識です、これは外交上の問題を場合によつてはこえるかもしれない。それは先刻私は、戦時中における敵性国と所定の方式を取りきめて、郵便物の交換をやつた、こういうことが私は何よりの証明であらうと思ひますし、どうしても外務省として、私はこの問題の積極的な解決の御意思がない、このように承わるよりほかにないのではありません。それで先刻も申し上げたように、文書による申し入れということは、やつてもよろしいという日本政府の態度決定にはかならない、こういう工合に考えるのであります。特別に国会の批准を要するやうな問題でもないのではありません。もう少し、政府においては慎重をとられることは、これは一向差しつかえないのであります。その慎重のあまりに、やれることもやれない、こういうことになれば、私は国としては取り返しのつかないような重大な問題ではなからうか、かように考えますので、もう一回、外務省ではどういふ方式が一番いいのか、さらに、それは消極的な行き方ではなくて、積極的に進んでこの問題を解決するといふ、こういう御意思を特段に私は御検討願ひたいと思ひのであります。これについても一回、外務省としては、文書の申し入れあるいは人間を出す、向うから来てもらう、いろいろ方式としてはあるようにも先刻お答えの中に出了したので、その最良の方法をこの際おとりいただく、こういうわけには参らないものか、もう一回、御質問を申し上げておきます。

○説明員(小川平四郎君) 最良の方法と申しますと、先ほども申しましたように、実質上の必要を満たして、しかも、いろいろな各方面からのあまり反響の起らないということになります。それが具体的に何であるかということになりますと、これは私どもの方にも考えが参りますし、相手方にも考えがあることとございますので、その両方の考えが合ったところで、先ほどの必要性と、その影響とを勘案いたしたところから一つの線が出てくるんじゃないかと思ひます。これはしかし、私どもこちら側だけの考えではきめられないことでありまして、向う側と、その両方を勘案して、最終的にきめるべきじゃないか、従つて、現在の段階じゃ、どれがいい、あるいはどれがでるというところは、ちょっと申し上げかねるのじゃないか……

○森中守義君 どうも話を聞いておりますと、外務省の意思決定が正確にできない原因が、必要性があるかないか、この辺にかかつているやうな気がするのですけれども、一つの理由として、それは先刻私が何回も繰り返しておるうちに、郵便物の交流ということが必要であるかないかというところは常識の問題だろと思ひます。私は、あくまでもこれは必要である。しかも、それはおそらく人間の生存していく過程において、今日のような国際社会の中において、郵便物が必要であるかないかというところを外務省が判定をされなければならぬということ、どうしても常識上私は問題になるやうな筋のようには考えるのですが、そういう意味なんですか。中国との、中共とのいわゆる郵便物の交換は必要であるかないかという基本的な問題について

て、まだ結論が出ていない、こういう
工合に理解していいのですか。

○説明員(小川平四郎君) そういう意
味ではございませんで、必要のあるこ
とは認めております。ただ、それを実
施するにつきては、いろいろな条件
があると思います。たとえば平和条約
を結ばなければ郵便の交換は行わな
い——たといふでございますが、とい
うようなことになりましたれば、これは
郵便の必要があつても、現在平和条約
を結ぶというよりな段階に行きません
ので、これは不可能なことじゃないか、
そういうような条件によりまして、左
右されるのじゃないか、こういう意味
でありまして、必要性そのものについ
て云々というわけじゃございません。

○森中守義君 郵便物の必要性は認め
る、こういう工合に今の御答弁で大体
はつきりしてきたのでありますが、い
わゆる平和条約が締結されなければ、
いわゆる郵便物の取りきめはできな
い、こういうことにはなっていないの
でしょう。私はそういう条約関係はし
らうとよくわかりませんが、先刻も
私はいわゆる戦後外交が回復されてい
ない国と郵便物の問題に限らず、国と
国と、政府と政府との間で、私はその
国の国会が承認、批准をする必要のな
いような取りきめが行われたように承
わつておるし、それからまた現にそうい
う実例が記録の中にもあると思う。そ
れで今の御意思から行くならば、郵政
省がおやりのなつたのか、外務省がお
やりのなつたのかわかりませんが、と
りあえず文書による中共との取りきめ
の申し入れをやつた、そのこと自体が
法律を犯しておる、こういう工合にも
とり得るわけですが、まさか私は、そう

いう軽々なことを外務省も郵政省もお
やりになるはずはなからう、従つて、書
類によつて、文書によつて中共に申し
入れをしたこと自体が、そういうこと
があり得る可能性がある、そういう立
論に立つておる、こういうふうにする
のであります。従つて、前段の郵便の
必要性を認める、これはこれとして承
受できましたが、あとの点はまだはつ
きりいたしませんので、その点につい
て、もう一回御説明願ひたいと思いま
す。

○説明員(小川平四郎君) ただいま私
の説明がちよつと言葉が足りなかつた
ために誤解せられたことと思ひます
が、こういうことでございします。た
えばと申しましたのは、要するに、取
りきめを行います条件として、たとえ
ば相手方が平和条約を結ばなければ、
郵便の取りきめをしないのだというよ
うなこともあり得る、そういうような
場合に、郵便の必要性があるからと
いつて直ちに平和条約を結んで、それ
から郵便の取りきめをするというよう
なことまではいかないのだ、従つて、
いろいろな話をしますときに、おのお
の条件によつては、いかに必要であ
つてもできない場合もある、こうい
う御説明のために例を引いて、平和条
約と申しました。

○森中守義君 それで大体はつきりい
たしました。そこで、書類の回答を待
つ、あるいは回答を待つてさらに書類
で申し入れる、こういうことも、私は
方式の一つとしては当然なことであら
うと思ひます。しかし、問題は文書の
端々では、たとえば料金の協定をどう
する、あるいは何をどうするといふ、
なかなか微妙なところまでは私はこの

問題はいかぬではなからうか。いわん
や中共が国を承認するかどうかとい
う、こういうようなことは当然先方と
しては外交上の、しかも、基本的な問題
としてお考えになつておるんじゃないか
らうか、こういう工合に想像もできる
のであります。従つて、そういう細部
の点で、いろいろ書類の上では手違
いがあつてみたり、あるいは十二分の
意を尽し得ないうらみもあるのですか
ら、そういう御意思を外務省がよく了
解され、しかも、今までの御説明によ
りますと、消極的であるとも積極的
であるとも、いづれとも所定のつかぬよ
うな御答弁であります、要するに最
終的にどうなるかは、これはやつてみ
なければわからないところで、私はこ
こでオール・マイティを求めようとい
うのではありませんが、要するに協
定をする第一段階として書類が出され
て、しかも、それを一つの基礎として
代表による準備会議をする、こういう
たようなことでもおやりになつても
一向差しつかえないように思ひます
ますが、要するに、私は郵便の必要
がどうしてもあるという、こういう論
拠に立つし、外務省でもそのことをお
認めになつておる。従つて、この際、
私は書類がすぐにもう済んでおります
から、第二の段階として、郵政省ある
いは外務省の代表の方が、中共で工合
が悪ければ、特定の地域を選定をする
なり何なりして、要するに先方の意思
を確かめる、わが方の意思を伝える、
こういうことで準備工作的な意味で、
代表の派遣等はお考えになりませ
んか、これを承わつておきたい。

○説明員(小川平四郎君) 話の進み工
合によりましては、そういうことも考
えなければならぬと思つております
が、現在の段階では、先ほど申しまし
たように、こちらから書面を出しまし
たのに対して、一応向うが何か考
えを言つてくる段階にございしますの
で、それによりまして、自後のことを
判断しなければならぬ、いましばらく
向うの回答を待つておるが筋ではな
いか、こういうふうに考えておりま
す。

○森中守義君 特段にこれはきょうあ
したという問題ではむろんないのであ
りますが、役所関係でも、一回文書
を出して回答がこない、こういう場合
に督促の通牒を出す場合が当然あると思
ひます。それでは一体中共からいつになつ
たら回答がくるかということは、向う
の状態でありまして、にわかには想
定はつかないと思ひます。従つて、
文書の督促を出すとか、あるいは正規
な取りきめというのではなくして、
取りきめをどうしよう、相手の意思は
どうかというように、さらに進んで何
分の解決の方法をおとりになる、こ
ういふ御意思はありますせんか。

○説明員(小川平四郎君) これはまあ
次のステップとしてどういう方法をと
るかということは、今申しましたよう
に、こちらから一つの文書を出して
おるのに対して、何らかの意思表示があ
りませんと、こちらが言ひつばなしで
あるのに、それでは次というように、
こちらからまた追つて別の案を出す、
という筋ではないかと思ひます。督
促するといふことは必要であると思
ひますが、とにかく、現在まで郵政省で
お出しになつたこういう書面の反響を
こころではないかと思ひます。そのため

にあまり時間が長くなつた場合には督
促する、こういうことも必要であらう
と思ひます。

○森中守義君 期間という問題ですが、
これは私はかなりたつてゐると思ひ
ます。おそろく臨時国会あるいは第二
十四通常国会あたりでも、この問題は
両院でかなり論議をされたはずであ
ります。それに対する政府の措置であ
らうと思ひますから、私は郵政大臣ある
いは総理大臣の食言といふことまでは
言わないのでありますが、そういう
つまでも政府としては、相手の回答を
百年河清を待つような状態でお待ちに
なるのはこれはどうかと思ひます。た
だ、こちらの方から無理に話を持ちか
けて、すこぶる不利な条件で行政協
定の取りきめをするといふことは一考
を要する問題でありまして、それが、
はおのずから会議の内容、取りきめ
の内容の具体的な論議の際にいろいろと
現れてくることであらうでしょうから、
もう少し進んで積極的に中共とのこ
の問題の解決に外務当局は當つてもら
いたい。いわんや、郵政当局も同様であ
ります。そのことが、先刻も繰り返して
出しておる積極外交あるいはまた中共
との貿易の促進、こういう国の方針
として政府が発表したところでもあ
り、かつまた、これは国会における外
務大臣あるいは郵政大臣等の責任ある
答弁であつたらう、このようにも考
える次第であります。従つて、ただ委員
会における、あるいは国会における言
葉の発表だけは……私はやはり国際
と承るわけに参りません。従つて、そ
ういふ趣旨をこの際一つでも二つでも

も、これはちよつとむずかしいのではないかと思うのです。しかしながら、常識的に考え得ることは、郵政省の内部の問題でありますから、外務省には代

極的であるか消極的であるか、こういうことでありますから、大体郵政省も外務省の同意なしにはということ、それはその通りであるのが国全体の、

便の往復があるわけなんです。これは一体政府はどういう目で見ているのか。黙認なら黙認でいいけれども、料金という問題が出た場合、これをほ

よるな状況においても、香港を経由すれば一応行つてゐるという格好になつております。もとより信書の秘密とか何とかいうものは、郵便条約上の問題

ワと無線電話の開通をしました。これは私は一昨年の九月向うの通信相と會つて、無線電信電話の開通について意見の交換をしたわけです。向うとしては、いつでも周波数と時間さへきま

ればテストに成ると。私は帰つてすぐ国際電通を通じて郵政大臣に、この問題については、これはイデオロギーの問題ではないから、さうく交渉しろ、これは交渉したかどうか知りませんが、忌憚なくいえば、国際電信電話株式会社に、こういうような共同産国に対する無線の開通というものを申し入れること自体が、今外務省の事務官が言つたように、非常に政治的にやりにくい、共産国政府に対しては、そういう無線通信については、一種のタブーになっておつてなかなか言にくい。ところが、日ソ国交回復しまして、先月の二十三日に電話の開通をしたわけですが、私は求めに応じてモスクワのユルコフという通信副大臣にメッセージを書きました。また丁寧な長いメッセージが来たのですが、同時に、私は一昨年の十月だったのですが、北京で電務部長、郵務部長に会つた。これは郵政大臣みたいなものですが、郵便の問題、それから放送、それから無線電信の問題を話しました。これはやはり向うとしてはどうしてもこれは日本と一日も早く、これは思想の問題ではない、だからこれは無線電信の北京・東京間の開通は、実に私どもは急願しておる、これは日本政府の御意向によつてすぐできることだ、放送の問題にしても、番組交換はもとより、技術の向上は日本に助けてもらいたい、こういうようなことも言つておる。郵便の問題についても、やはり向うとしては、今の戦犯者、抑留者等の郵便でも、国際赤十字経由だけでなく、直接郵送の方法があるのではない

か。向うとしてこれは政治的なゼスチユアというよりも、むしろ必要の上から、イデオロギーや政治的な見解はこれはもう超越してやりたいということとを申しておるのであります。ことに、最近私は運輸省あたりに聞きますと、モスクワから北京までのあのT U ジェットの定期航空を始めておるわけですが、これを東京まで延長したいということとを申し入れをすておるわけでありまして、これもいづれは実現しなければならぬ。ウラジオストク経由か、あるいは北京経由か、運輸省の見解は北京経由が経済的だということですが、これは日ソの關係でもつて、これがよいよ実現する運びになつた場合は、郵便もまだ正式にはできない。電信電話も無線も、これは香港を通じて事実上の開通としてやつていくというふうなことは、これは実際の必要の場合においては、これはやはり矛盾を来たす一面、不利な事象が起きてくると思うのです。ですから、日ソ国交回復以来、もうすでに電信、航空機による交通も始めようとしておるのです。しかも、中共が介在して中間におるのです。ですから、この問題は政治上の問題ではなくて、むしろ必要の上から、私は郵便物しかり、あるいは電信電話しかり、航空しかりですから、ですから、これはやはり郵政大臣として、岸総理も再三予算委員会で施政方針で言つておられるのですから、そういうことは政治問題ではないのです。郵政大臣は、運輸省のこの航空路の開拓がいよいよよきまるといふことになれば、私は時を移さず郵政大臣として、この問題を一つどういふふうにならば内閣としてあなたはと郵政大臣と

して留任される場合に、当然あなたはこれと相並行しておやりにならぬと、今のような非常に郵便上の不利不便が起きてくるわけです。この点は郵政大臣として、一つ力強い私は施策を期待し要望しておきます。

○國務大臣(平井太郎君) 承知しました。

○委員長(鈴木幸弘君) 午前中に引き続きまして、有線放送電話に関する法律案について質疑を続けます。

まずその前に、午前中、山田君から要求がありました資料について、電電公社の方でできましたら御説明願います。

○説明員(吉澤武雄君) 午前中の山田委員からの資料の御要求につきましまして、調査の結果を申し上げたいと思ひます。

千葉県の代表的な有線放送協会につきまして、市外通話の実情を調べたのでありますが、五カ所を選びましたのでありますが、大体御存じのように、公社の電話機は役場の、あるいは農協の事務所の一室にあるのであります。そこで、それらの市外通話を調べたのでありますが、まず例を申し上げますが、市原郡の加茂第一、そこは役場として、この有線放送の交換が役場にあるわけでありまして、従つて、電話も役場にあるのであります。これは四月の市外通話料八百七十五円、同じく加茂第二が一千七百四十円、これらの有線放送の加入者はどれくらいあるかと申しますと、加茂第一が五百十二の有線放送の加入者を持つております。加茂第二が三百十の加入者を持つております。次に、養老という有線放送協会であ

ありますが、これは農協に事務所があり、電話を引いているのであります。これが市外通話料は二千二百八十七円、有線放送の加入者が五百十七でございます。次は安房郡の岩井でございます。これが同じく農協に事務所があり、それから電話を引いております。これが四千九百十四でございます。有線放送の加入者が五百四十一。次は、丸山第二、これが農協にあるのでございまして、これが九千二百八十円、有線放送の加入者が六百六十七。以上のようないくつかの代表的な有線放送の加入者の平均あるいは平均より以上である、よく使つてゐるという所五カ所を選んだのでありますが、その結果を考へますと、一般の全国平均のこの有線放送の加入者といふことは、実は市外通話は多いのでございまして、その原因はいろいろございまして、それは、やはり役場自体とか、あるいは農協自体という公務に使われる市外通話がこの大部分であるといふことで、一般の加入者が全国平均しますと、千九百円くらいでございます。その意味でこれらの公共的な加入者は市外通話が多いという点が考へられるのでございまして。なお、一般市外通話を取り次ぐことをやつていくかどうかといふことを調べましたところ、これは全部のこの電話の加入者につきましましては、やはり火急の用事でプライベートのことがあつて、たとへば病氣のこととか、あるいは至急の連絡をしたとかいふような場合には、その農協の交換に當つてゐる交換手が口頭で取り次ぎをしてゐる、こういうことは全部事実でございまして、従つて、設備的にこの交換台に電話局の回線を入れて

いるといふことは事実上はございまして、なお、公社の回線は端末が電話機になつておるために、その電話機をはずして、あるいは途中から交換台に入れるという技術は、これは相当な技術を要しますし、そのために公社の方で回線の工合が悪いといふことは直ちに察し得るわけでありまして、そのようないふことを調査の結果伺つたわけでありまして、ただ、あるいは言葉の取り次ぎでございまして、市外通話がかかつて参りました場合に、公社線の端末の送受話器をこの交換台の交換手の送話器に接近させますと、あたかもインターホンのな交換ができるのであります。そういうようなことがあるいはあるかもしれないといふことは考へられますが、以上のようないふのでございまして、市外通話の料金は平均して多うございまして、また市外通話の接続といふような事実はないといふ結果でございまして。

○山田節男君 今の吉澤業務局長の答弁、今の電話で現地からとられた数字ですが、これは私は事実だろうと思ひます。ただこの四月という、最近ですが四月というのをとられたと思うのですが、十二月、一年間のちやうどフラクチュエーション、上下があるだろうと思ひますが、これだけ見ても、この有線放送電話といふものが、市外通話を利用するといふことが多くなつたといふことは、これは争えない事実だと思ひます。それから今吉澤業務局長が言われましたが、この有線放送は、御承知のように特にどの線におきましても、大体朝六時から晩の九時まで、放送の時間は大体きめてゐるよう

やはり電電公社を日本一本の姿であくまでも通し抜くという基本線がございす。そこで、この有線放送のこうした問題をあまりに拡大していくという事になりますれば、そうしたこの電氣通信法の精神の中へ食い入っていきはしないかというところが私にも十分かがわれるのであります。それに大いに規制をいたし、そこで、この他地区に対してはやらせないというよりな方針のものであると私は考えます。

○山田節男君 これはこの通信委員会、この法律案のまゝ母体となつたと申しますか、例のラジオの共同聴取の問題、これは昭和二十四年に北海道に行つて共同聴取の事情を見て、これは何かの規制を加えなければいかぬ、新谷君も御存じですが、たしか昭和二十五年の第十国会と思ひました、共同聴取規制に關し、電波監理局長に命じて腹案を作らした。ところが、今度はテレビホン式がその後でまゝして、ラジオの放送と同時に電話でやつた。で、私はこれはしろうとですが、この間からいろいろな本を見て痛切に感じますことは、アメリカで御承知のように有線放送のテレビが非常に多いわけでありす。そして、これはもちろん公衆通信の電話線です。が、その線を利用して、たとえばテレビの受像が非常にむずかしい地方では、公衆通信電話線を利用してテレビジョンを受像しているわけですが、でありますから、これは現在の日本の電電公社の有線電話の線路もこういうふうになつてくるのじゃないか。アメリカと同じように、テレビが有線を使わなければ受像できない、アンテナを

使わないで有線で作るといふことになるのではないか。それからもう一つ、こゝういったような有線放送電話というものが普及して参りますと、全国に百万といふことになる、そういうこと、山間僻地に設けるのでありますから、テレビジョンの受像もむずかしい所が多いに違ひない。そういう場合には、これは技術的に、私しろうとでよくわかりませんが、そういう所にこの有線のラジオ放送している線路を利用してテレビが見えるようになる。もとより加入者の十分の一もテレビジョンのセットを買い能力がないかもしれぬ。しかし、一つの部落の中において一基、二基置くといふようなことも、これがあればできるのじゃないか。もし、そういうことになつた場合には、これは今ここに有線放送電話法といふものを作りますけれども、これは数年ならずしてテレビジョンの有線放送をもし民間でどんどんやれば、どうして規制するか、私は政府としては、当然そこを考慮なくちゃいけないのではないかと思ふ。ラジオの共同聴取を規制する法律を作つたのが、今日では電話を併用してきてゐる。まさに私は電氣通信に關する限りは、実に日進月歩するのに驚いてゐる。しかし、テレビジョンも有線放送を利用するとは夢ではないと思ふ。現にアメリカでやつておられますから、有線テレビジョン放送といふことが発達すれば、電電公社のやつておる線路の有線放送といふものをどうするかといふことになつてくると、これは有線電氣通信法を改正する必要があるのではないかと思ふのです。こゝういふなかににおきまして、こゝういふ法律を作る上におきま

して、私は政府が一つの規制を加える、一つの技術の基準を設けるといふことは、むしろ私は時期もおそきに失するくらいに思ふのです。先ほど申したように、今の有線電氣通信法では、單なる、取りつく島もないからしてこゝういふものを作つて、まず郵政省が監督し、規制をする足場を作るのである。こゝういふ私は御趣旨だろふと思ふのです。それにしては、先ほど申し上げましたように、これは将来テレビジョンの有線放送といふものに利用されていく。そこでさらにこれは規制を加えなければならぬといふことになるのでありますから、現在までにできたものはいざ知らず、今後におきまして、この法律ができる上におきましては、これは相當の公衆並みの設備はできないでも、これに準ずる程度の施設のいいものを施設せしめるということが、これは農林省と自治庁の趣旨とは違ひかもしれない。しかし、公衆電氣通信を守るといふ立場、利便をよくするといふ立場において、郵政大臣としては、むしろ私はこゝういふものを作ると同時に、一つの基準、規則なるものを、政令でもいと思ひますけれども、できれば法律でさういふものに私は規制を加えてこそ初めてできるのではないかと思ふのです。この点に關して、なぜさういふことをされなかつたのか、もし理由があれば大臣から承りたいと思ひます。

○國務大臣(平井太郎君) 現状の姿が相當にやはり有線放送は野放しになつておることにつきまして、これは申しわけがないのでございしますが、現在さうした姿が各所に現れておりま

するので、今ここで強く設備内容の規制をやるといふことにつきましては、今まで既設のものに對するいろいろな新しい問題ができて参らうかと思ひます。こゝうした問題等をも勘案いたしまして、今後は十分監督、その他について運営の妙を發揮できるよう考慮しつつやつていきたいといふので、こゝうした法律を提出いたしたのでございす。他意はございません。

○山田節男君 これは、まあ私、郵政大臣にこれ以上の技術的なことを申してもしょうがありませんから、他の機会に譲ります。

もう一つ、御承知のように、これはわれわれ国会議員に非常に関係のあることですが、今日の公職選挙法によれば、電話による選挙運動はこのごろ自由になつてゐる。私、週日二、三有線放送施設のある所へ行きまして、放送施設あるいは電話といふものを選挙の場合に各候補者に使わせるかといふことを聞きますと、これは、いや、実は非常にくるさいと思ひまして、絶対にこれはやらぬようにしてゐる。と云う。たとえば神奈川の伊勢原の成瀬におきましては、これは絶対に使わせなといふことになつておる。ところが、千葉縣のある一部におきましては、これは各会派に公平に使わしております。今回、有線放送電話法によつて、その規格によつてできた電話は、これはどうでしよう、郵政省として、あるものは選挙運動に使ひ、あるものは絶対に使わせない、これは私は一選挙区内で、まあ参議院は一県下ですけれども、地域々々によつて、こゝういふ片方は許す、片一方は許さぬ、これは私は重要な問題だと思ふのです。それでこれはやつぱり公衆通信電話と同じく、これは大いに使つていいのだ、使ふことは自由だといふことが、これは私は大臣によつて、何かの示唆の程度でもいふから、いわゆる公衆通信電話を選挙運動に利用することができるといふ——一方でこれを禁じ、あるいは片一方ではやつていいといふ不公平では、非常に私は片手落ちではないかと思ふのですが、これに關しては、どういふ措置を講じられますか、伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(平井太郎君) この点につきましては、有線放送はこゝうした選挙の用に供しないといふことに相なつておるので、原則的に、これは選挙の用には供せません。はつきりこれはいたしております。

○山田節男君 そりすると、現在、まあこの法律ができる前、ある村に對しては許してゐるといふことは、どうなんでしょうか。今後はそれも禁止するといふ意味ですか。

○國務大臣(平井太郎君) 今のところはちよつとよく聞えなかつたので……

○山田節男君 ある一部ではさういふ選挙運動に對しては使わせない、ところが、ある一部では各会派、政党に平等に使わしております。そのかわり多少のお金はいただきます。こゝういふことになつてゐる。全部さういふものは禁止する、こゝういふ意味ですか。

○國務大臣(平井太郎君) 公職選挙法では、公衆電氣通信法の規定する電話、いわゆる電電公社の電話ならば、今選挙には許されておる。しかしながら、この有線放送のこゝうした問題について利用は許されておられません。これは選挙違反に相当すると思ひます。

○山田節男君 これは、法案のどこに
そういう禁止規定があるのか、それが
わからないから今質問しているのです。
どこに禁止規定がある。(大臣、取り
消しだ)と呼ぶ者あり)

○政府委員(松田英一君) ただいまの
御質問に対しまして、大臣の御答弁を
補足いたしますが、公職選挙法の関係
で有線放送というものは選挙には使え
ないことになっておりますが、電話は
いいことになっております。そこで、
現実にこの有線放送設備を利用した電
話というものが、果して公職選挙法に
いっておる電話というものに当てはま
るかどうかということになりますと、
これは非常に微妙な問題もございまし
て、最終的には、公職選挙法の法定解
釈ということで、自治庁になります
か、そういう関係の方の最終決定に待
たなければならぬわけでございます
が、一応、私どもとして考えれば、や
はりこの有線放送を利用している電話
というものも電話でございますから、
まあ電話としての利用なら差しつかえ
ないじゃないか。しかし、これが有線
放送と結びついておりますために、有
線放送的に利用されるか、電話施設と
して利用されるかということにつきま
しては、かなり微妙な問題があらうか
と思ひますので、やはりこの点につ
きましては、監督の権限のある官庁から
でなければ、はっきりとこうだとい
うことは申し上げにくいのではないか
と思ひます。(「おかしい、おかしい」
と呼ぶ者あり)

○山田節男君 これは、私、さきの参
議院の選挙には利用されたかどうか知
りませんが、地方公共団体の場合、た
えば町村会議員の選挙の場合には、こ

れを使わせるか、使わせないかとい
うことがいろいろ今議論になっている。
使わしている所と、使わしていない所
とある。現にただいま申し上げました
相模の伊勢原の成瀬村では、それは一
切使わしていない。これでいけば、一
応全部のものを……。ところが、そ
うでない所がある。電話での選挙運動は
できるのだというやうなことでやつて
おる。そこにこれは非常に不統一があ
る。それが今後この法律によつてどん
んふえていった場合に、これはやはり
郵政大臣として、どつちかにきめてお
かなければならぬですよ。

○委員長(鈴木亨弘君) 速記をとめ
て。

午後五時二十一分速記中止

午後五時四十七分速記開始

○委員長(鈴木亨弘君) それでは速記
を始めて下さい。

本日は、これにて散会いたします。

午後五時四十八分散会